

# 川島町次世代育成支援行動計画

## 後期計画

子どもの未来を  
地域で支えるまちづくり



平成 22 年 3 月

川 島 町

## はじめに

わが国では、急速に少子化が進行し、次世代を担う若者の数の減少から、社会を支える労働力人口や社会経済構造に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このため、国は、こうした少子化の流れを変えるため、集中的・計画的な少子化対策を講じるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、すべての自治体で次世代育成支援行動計画を策定することになりました。



川島町では、平成 17 年 3 月に「川島町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、実現に向け多くの子育て支援施策を進めてまいりました。しかしながら、本町の少子化の状況は、平成 20 年度の合計特殊出生率でみると全国平均を大きく下回る状況となっております。

こうした状況を踏まえ、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育つことができるよう、家庭、地域、事業所、行政が一体となり子どもたちを支えるまちづくりを目指し、ここに「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたしました。後期計画では、基本理念を変えることなく「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を継承し、少子化対策、子育て支援対策を更に充実させることにより、だれもが安心して子育てできるような地域社会づくりを目指し、施策の展開を図ってまいります。つきましては、計画の実現に向け、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました「川島町次世代育成支援行動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご協力いただきました関係者各位、並びに貴重なご提言をいただきました町民の皆様に対して心から厚くお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

川島町長 高 田 康 男

# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b>	
第 1 節 計画策定の趣旨	1
1 . 計画策定の背景・趣旨	1
2 . 計画の位置付け	2
3 . 計画の期間	2
<b>第 2 章 川島町次世代育成支援の現状</b>	
第 1 節 少子化等の現状	3
1 . 少子化の動向	3
2 . 子育て家庭の状況	12
第 2 節 子育て支援サービスの状況	14
1 . 認可保育園	14
2 . 幼稚園	15
3 . 学童保育	16
4 . 地域子育て支援拠点事業	16
第 3 節 ニーズ調査結果からみた子育て状況	17
1 . 子育ての状況	17
2 . 平日保育サービス	24
3 . 土曜日、日曜日、祝日の保育サービスについて	24
4 . 学童保育	24
5 . 一時預かり	25
6 . 病児・病後児保育	25
7 . 子育て支援拠点事業	25
第 4 節 前期計画事業の実施状況	26
<b>第 3 章 計画策定の基本的な考え方</b>	
第 1 節 基本理念	43
第 2 節 基本的な視点	44
第 3 節 基本目標	45
1 . 基本目標	45
2 . 施策体系図	47
<b>第 4 章 個別施策の展開</b>	
基本目標 1 地域における子育ての支援	49
( 1 ) 地域における子育て支援サービスの充実	49
( 2 ) 保育サービスの充実	52
( 3 ) 子育て支援のネットワークづくり	52
( 4 ) 児童の健全育成	53
( 5 ) 職業生活と家庭生活との両立の推進	54

( 6 ) 児童虐待防止対策の充実 .....	55
( 7 ) ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	55
( 8 ) 障がい児施策の充実 .....	56
基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進 .....	57
( 1 ) 子どもや母親の健康の確保 .....	57
( 2 ) 「食育」の推進 .....	58
( 3 ) 思春期保健対策の充実 .....	59
( 4 ) 小児医療の充実 .....	60
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	61
( 1 ) 次代の親の育成 .....	61
( 2 ) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 .....	62
( 3 ) 家庭と地域の教育力の向上 .....	64
( 4 ) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	65
基本目標 4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備 .....	66
( 1 ) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	66
( 2 ) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	67
( 3 ) 被害に遭った子どもの保護の推進 .....	67
( 4 ) 良質な住宅及び居住環境の確保 .....	68
( 5 ) 安全な道路交通環境の整備 .....	68
( 6 ) 安心して外出できる環境の整備 .....	68
( 7 ) 安全・安心まちづくりの推進 .....	69
<b>第 5 章 特定事業の目標設定</b>	
第 1 節 特定事業のニーズ量 .....	71
第 2 節 特定事業の目標事業量 .....	74
1 . 通常保育事業 .....	74
2 . 延長保育事業 .....	74
3 . 夜間保育事業 .....	75
4 . 夜間養護等事業 ( トワイライトステイ事業 ) .....	75
5 . 休日保育事業 .....	76
6 . 病児・病後児保育事業 .....	76
7 . 放課後児童クラブ ( 放課後児童健全育成事業 ) .....	77
8 . 一時預かり事業 .....	77
9 . 地域子育て支援拠点事業 .....	78
10 . ファミリー・サポート・センター事業 .....	78
11 . 短期入所生活援助 ( ショートステイ ) 事業 .....	79
<b>第 6 章 次世代育成支援対策の推進体制</b>	
1 . 取組方針 .....	81
2 . 庁内推進体制 .....	81

3 . 地域推進協議会の設置 .....	81
4 . 計画の進捗管理と点検・評価 .....	82
<b>資料編</b>	
川島町次世代育成支援行動計画後期計画策定の経緯 .....	83
川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 設置要綱 .....	84
川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿 .....	85
川島町次世代育成支援行動計画推進庁内会議 設置要綱 .....	86
次世代育成支援に関するニーズ調査 .....	88

**第 1 章**  
**計画策定にあたって**

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景・趣旨

我が国は、深刻な少子化・高齢化時代に突入し、こうした人口構造の変化は健全で活力のある社会経済を維持していくうえで、様々な支障をもたらすことが懸念されています。

平成2年の「1.57ショック」を契機に我が国では少子化が「問題」とされ、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」、平成14年の「少子化対策プラスワン」など様々な少子化に関する対策が国を挙げて取り組まれてきました。

この中で、平成15年7月には「次世代育成支援対策法」が成立し、次代を担う子どもを育成する家庭の支援及び子どもが健全に育つための環境整備のために、国・地方自治体・事業主それぞれが計画を策定し推進してきました。

川島町においても、平成17年3月に「川島町次世代育成支援行動計画前期計画」を策定し、現在すべての子ども及び子育て家庭への様々な支援策を行っております。

こうした取り組みが全国的に行われている中、依然として少子化の流れは変わらず、ひとりの女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率は、平成17年には1.26まで落ち込み、その後は増加傾向にあるものの、長期的に人口を維持できる水準2.08を大幅に下回っています。

予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、国の少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にすること」という2点を重視した施策の拡充を図るため、「新しい少子化対策について」が決定されました。

さらに、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大」や「今後の人口構造の変化を踏まえた重点課題」が重点戦略策定における視点とされており、就労と出産・子育ての二者択一状況を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を車の両輪として進めていくことが必要なこととされています。

このような状況を受け、川島町においては、次世代を担う子どもたちの育成と子育て支援を、より一層充実させ、計画的な取り組みを推進するために「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するものです。

## 2 . 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づき、川島町におけるすべての子どもと家庭を対象に、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

また、「新・川島町総合振興計画」をはじめ、既存計画と次世代育成支援行動計画との整合性を図ることが重要となっています。

なお、この法律は平成 26 年度までの 10 年間の時限立法で、市町村行動計画はこの期間において集中的・計画的な取り組みを推進するためのものとなっています。

## 3 . 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

平成 17 年度を初年度とし平成 21 年度までの 5 年間の前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の後期とする 2 期 10 年間の計画期間です。

前期行動計画					後期行動計画				
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度



見直し

図 次世代育成支援対策行動計画



## 第 2 章

# 川島町次世代育成支援の現状

## 第1節 少子化等の現状

### 1. 少子化の動向

#### (1) 人口の推移

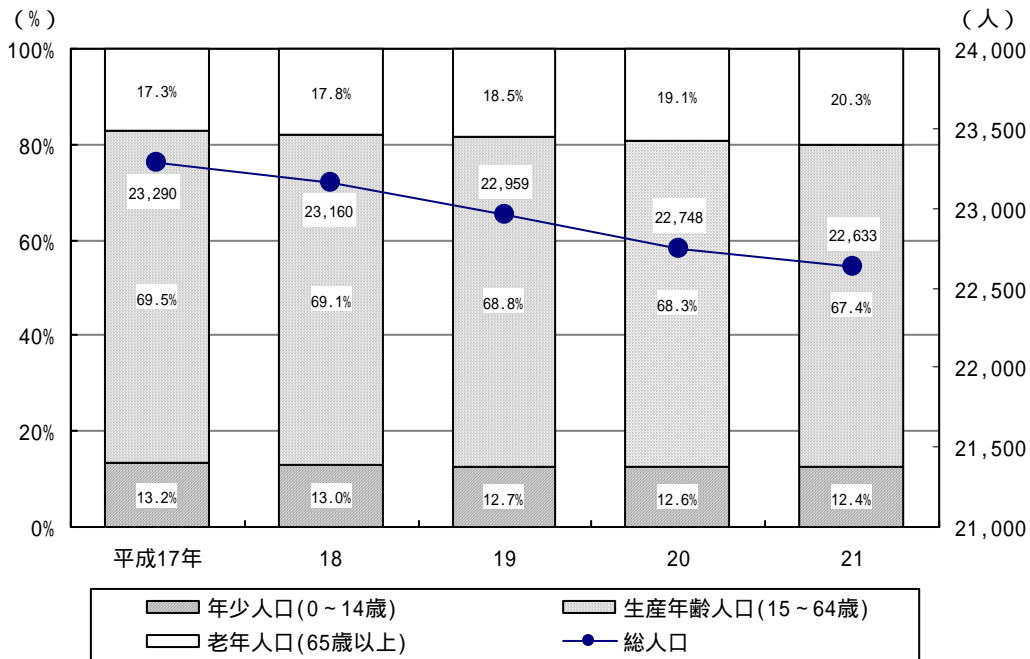
##### 総人口及び年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川島町における総人口は、平成17年から平成21年にかけてほぼ一定に減少しており、ここ4年間では657人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口構成では、年少人口が0.8%の減少、生産年齢人口が2.1%の減少、老年人口は3.0%の増加となっています。

年少人口が減少する中、老年人口は増加しており、川島町においても確実に少子高齢化が進んでいることが伺えます。

総人口及び年齢3区分別人口（川島町）



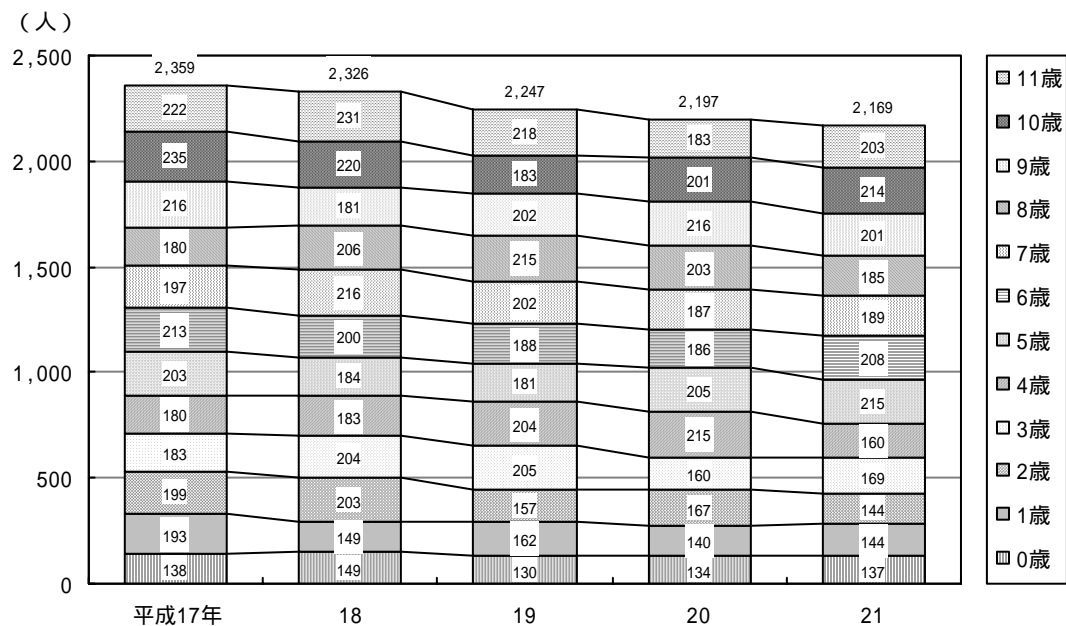
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 児童人口（0～11歳）の推移

川島町の就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、平成17年から平成21年にかけて減少傾向となっており、ここ4年間では、190人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、平成17年から平成21年までの0歳児の数が特に少なく、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予測されます。

### 児童人口の推移（川島町）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## (2) 出生の推移

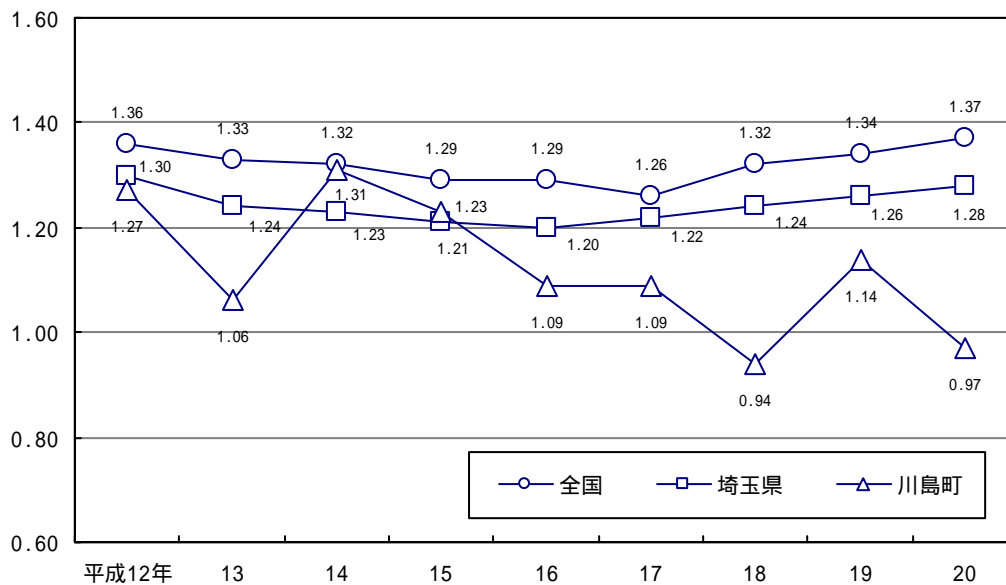
### 合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率<sup>1</sup>は、平成12年から平成18年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成18年には0.94まで低下しました。平成19年には1.14と一旦増加したものの再び減少し、平成20年には0.97となっています。

全国及び埼玉県と比較しても低く、依然として人口置換水準<sup>2</sup>を大きく下回る状況が続いています。

### 合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

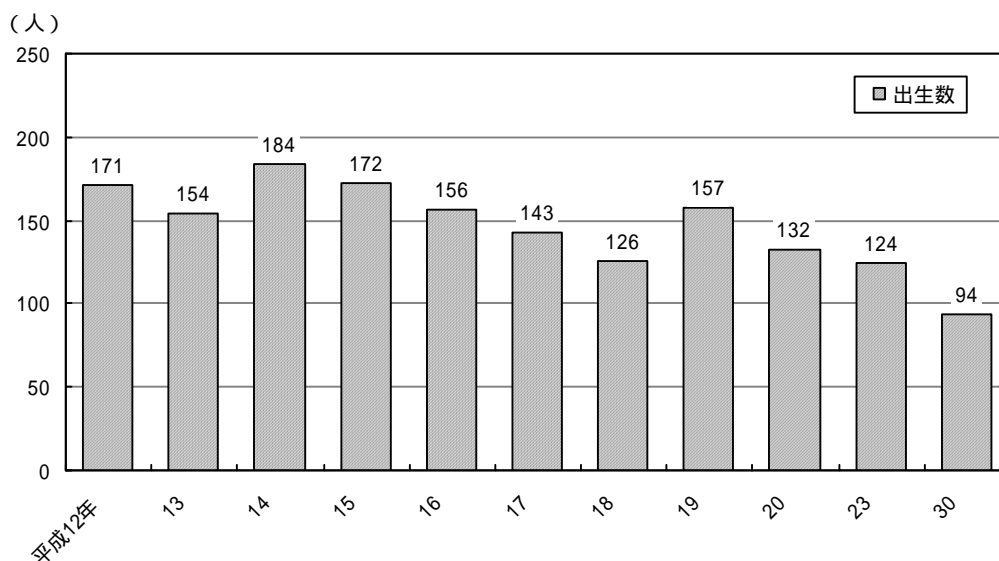
- 1 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
- 2 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」という。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

## 出生数の推移

川島町における出生数は、平成 14 年から平成 18 年にかけて減少傾向となっていました。平成 19 年には 157 人と増加を示しています。

しかしながら、平成 20 年には再び減少し 132 人となっており、人口推計による出生数においても、近年における出生率の低下や生産年齢人口の減少等の影響により今後も減少し続け、平成 30 年には 94 人になると予測されます。

### 出生数の推移（川島町）



資料：平成 12 年から平成 19 年は埼玉県人口動態（各年 12 月末現在、埼玉県保健医療部保健医療政策課）。平成 23 年、30 年については推計値（各年 4 月 1 日 0 歳人口）。



### (3) 婚姻の動向

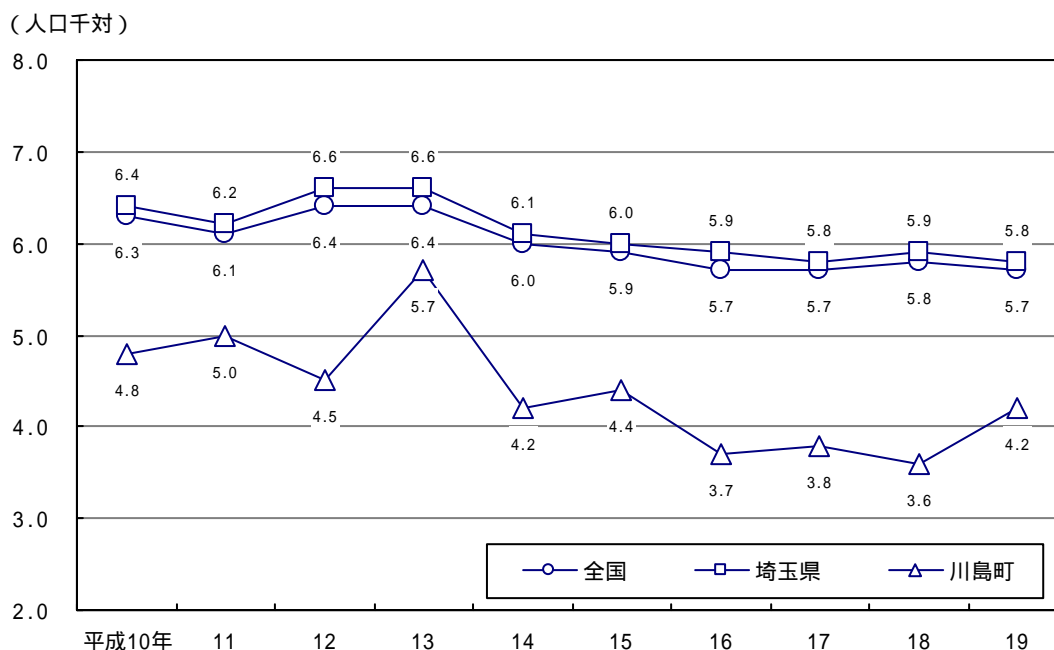
厚生労働省「人口動態統計」によると、日本では生まれた子どものうちの大多数が嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合はわずかにすぎません。したがって、我が国では子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

#### 婚姻率の推移

川島町における婚姻率（人口千対）の推移では、平成10年から平成18年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成18年には3.6まで低下しました。

平成19年には4.2と若干の増加傾向を示していますが、1970年代前半（昭和45年から昭和49年）の第2次ベビーブーム期の婚姻率は概ね10.0以上あったことから、近年では川島町だけでなく、全国・全県的に半分以下まで落ち込み、未婚化が進行していることが伺えます。

#### 婚姻率（人口千対）の推移



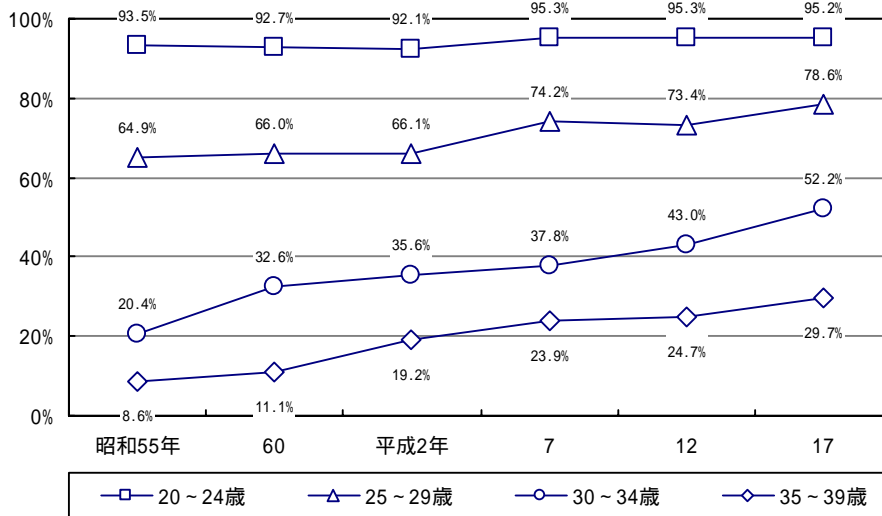
資料：埼玉県東松山保健所。人口千対=(年間婚姻数/町人口【10月1日現在】)×1,000

## 未婚率の比較

川島町における未婚率を男女別にみると、昭和55年から平成17年にかけて男性・女性ともに25～39歳で増加傾向となっています。このうち、30～34歳の男性、25～29歳の女性については、昭和55年から平成17年にかけて30%以上の増加を示しています。

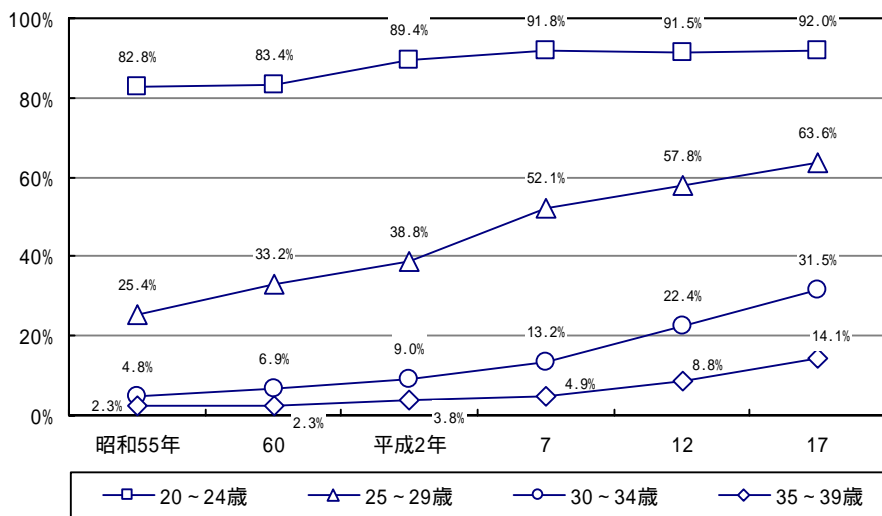
川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。

### 未婚率（男性）の比較（川島町）



資料：国勢調査

### 未婚率（女性）の比較（川島町）

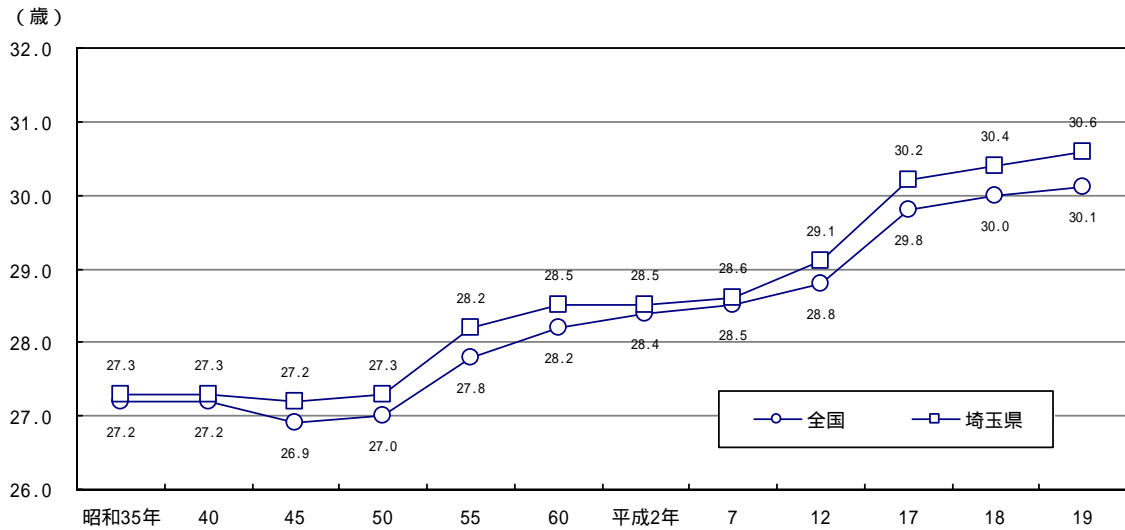


資料：国勢調査

### 平均初婚年齢

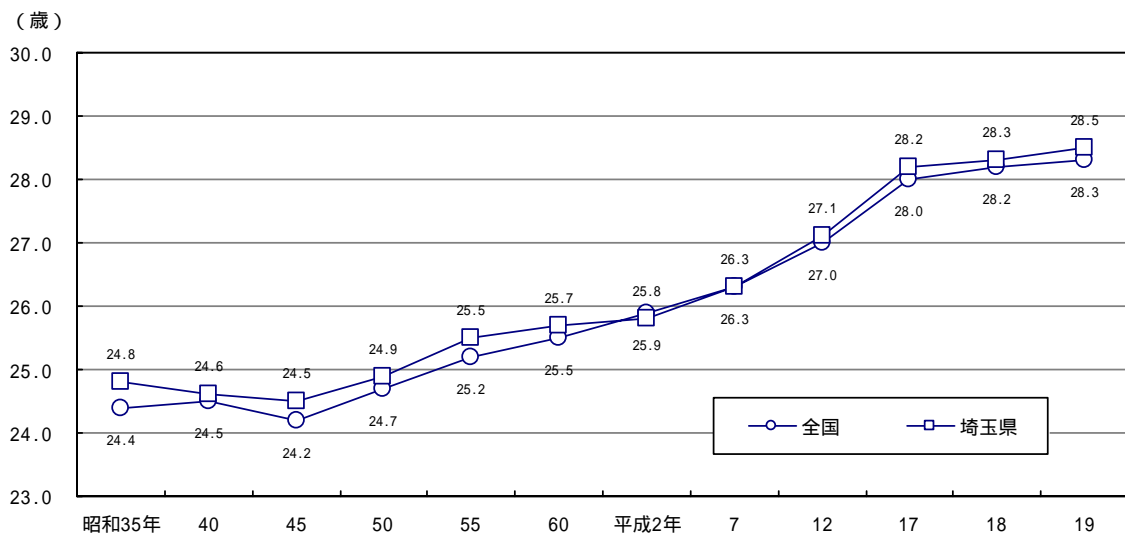
全国と埼玉県の平均初婚年齢の推移は、昭和35年から昭和45年にかけて夫、妻とも25歳前後であったものが、平成19年には夫が30歳、妻が28歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることがわかります。

#### 平均初婚年齢（夫）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

#### 平均初婚年齢（妻）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況



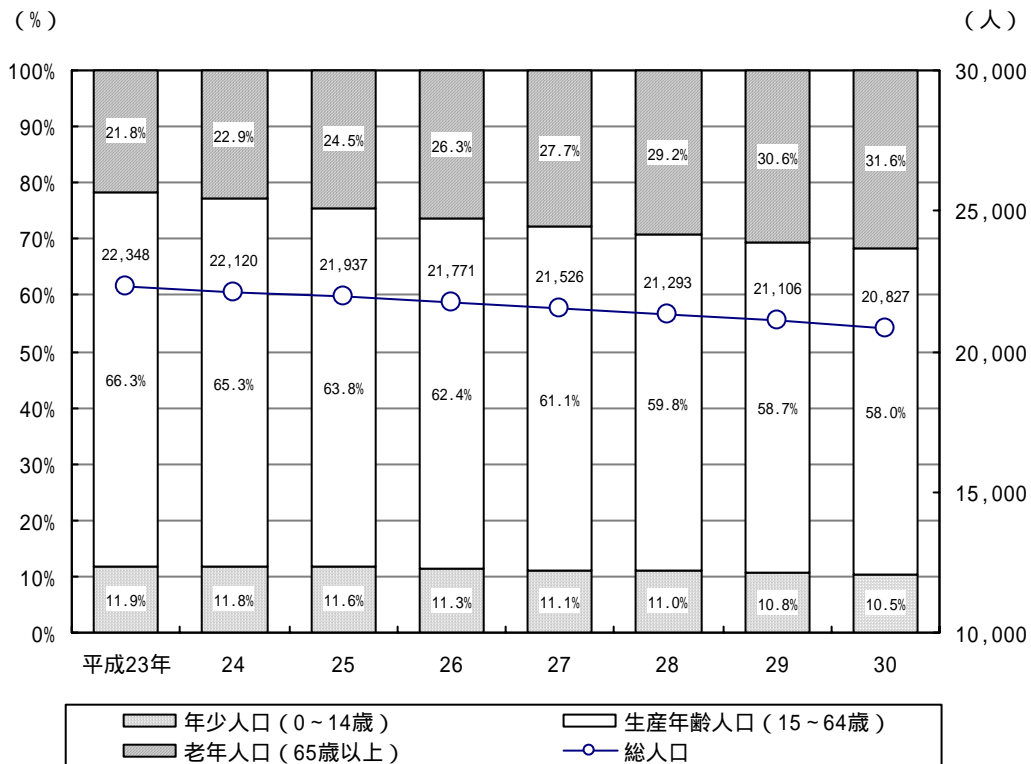
#### (4) 総人口・年少人口の将来予測

##### 総人口・人口構成の推計

川島町の人口推計<sup>1</sup>によると、総人口は平成23年から平成30年にかけて1,521人減少することが予測されています。年齢3区分の人口構成では、年少人口が1.4%の減少、生産年齢人口が8.3%の減少、老年人口では9.8%の増加が見込まれています。

今後、川島町においては、少子化の影響による年少人口の減少、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が今後加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

人口推計（総人口・年齢3区分）（川島町）



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

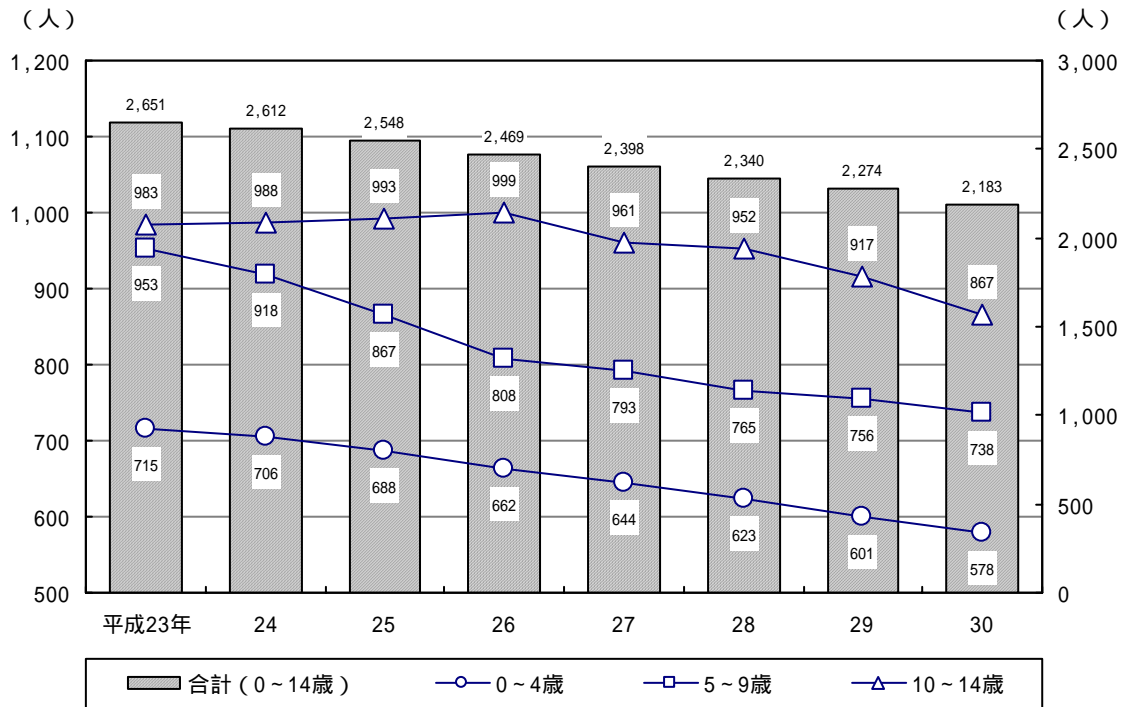
<sup>1</sup> 人口推計はコーホート変化率法による。コーホート変化率法とは、ある時期の年齢階層1歳ごとの変化率を算出し、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定する推計方法。0歳児の出現数は、婦人子ども比により算出される。

### 年少人口（0～14歳）の推計

人口推計によると、川島町の年少人口（0～14歳）は、平成23年から平成30年にかけて合計で468人減少することが予測されています。

年齢階級別にみると、すべての年齢階級で減少傾向を示しており、このうち5～9歳の減少が最も多く215人の減少が見込まれています。

人口推計（年少人口0～14歳）（川島町）



資料：健康福祉課（各年年度末人口）



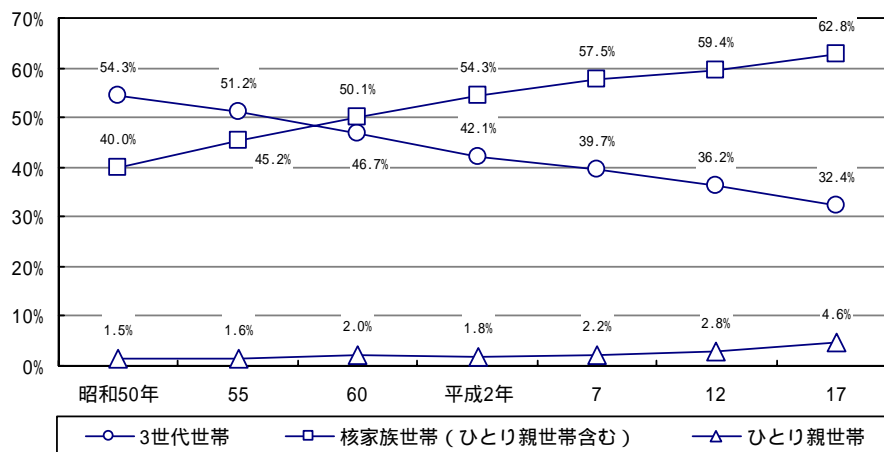
## 2. 子育て家庭の状況

### (1) 18歳未満の児童がいる世帯の動向

川島町における18歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、昭和55年から平成17年にかけて増加傾向となっており、平成17年には62.8%となっています。一方、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、昭和55年に54.3%であったものが、平成17年には32.4%と大幅な減少となっています。また、ひとり親世帯については増加傾向となっており、平成17年には4.6%となっています。

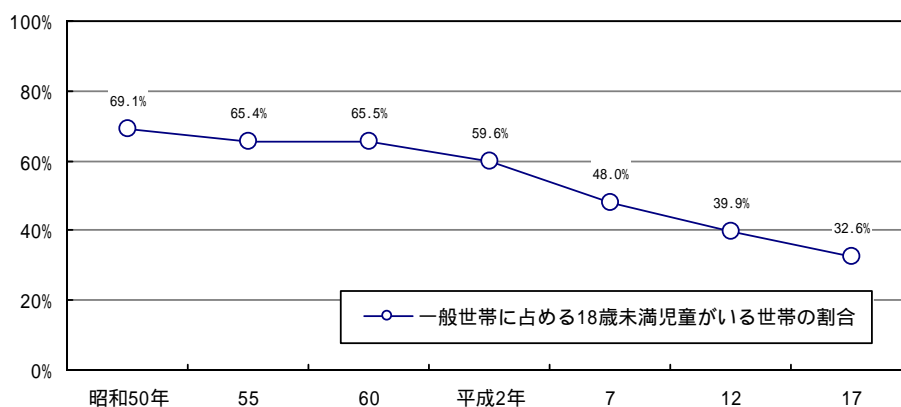
さらに、一般世帯<sup>1</sup>のうち18歳未満児童がいる世帯の割合は、昭和55年には69.1%であったものが、平成17年には32.6%となっており、核家族化の進行及び18歳未満の子どもがいる世帯が減少していることがわかります。

#### 18歳未満の児童がいる世帯の推移（川島町）



資料：国勢調査

#### 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の推移（川島町）



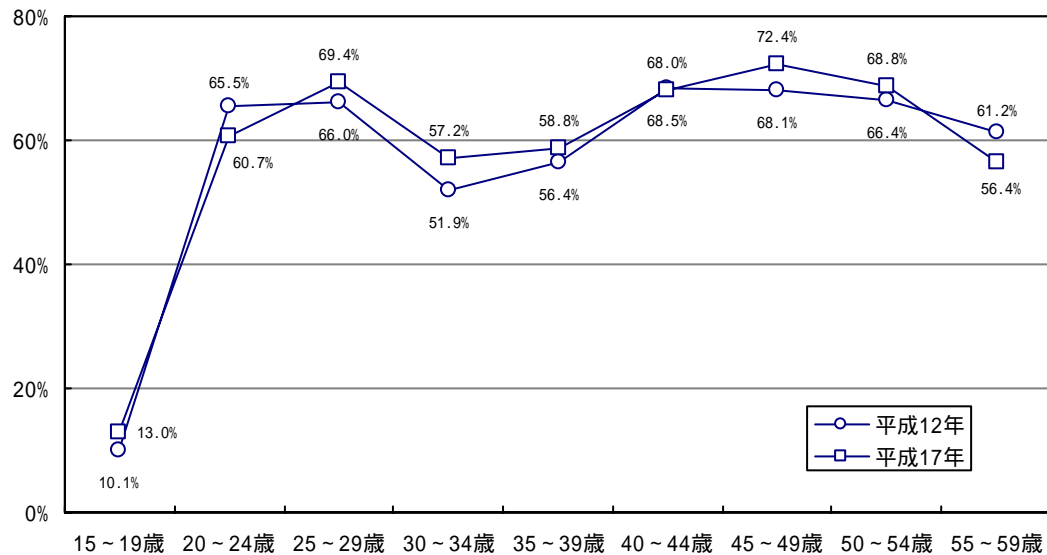
資料：国勢調査

<sup>1</sup> 総世帯数から学生寮の入居者や病院に入院している者等を除いた世帯

## (2) 女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20歳代半ばと50歳代前後という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

女性の就業率の推移（川島町）



資料：国勢調査



## 第2節 子育て支援サービスの状況

### 1. 認可保育園

町内には現在2園の認可保育園があり、いずれも公立保育園となっています。平成21年4月1日現在の合計入園児童数は179人となっており、平成17年から平成21年にかけて41人の減少となっています。

保育サービスとしては通常保育のほか、1園で一時保育を実施しています。

#### 認可保育園の概要

名称	公立・私立	対象年齢	定員	保育時間	一時保育
けやき保育園	公立	0～5歳	110	7:30～18:30	-
さくら保育園	公立	0～5歳	123	7:30～18:30	

資料：健康福祉課（平成21年4月1日現在）

#### 認可保育園の児童数の推移

名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
けやき保育園	102	95	75	79	88
さくら保育園	118	116	103	94	91
合計	220	211	178	173	179

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

#### 年齢別保育児童数の推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成17年	9	26	42	57	41	45	220
平成18年	8	28	39	48	44	44	211
平成19年	3	23	30	43	40	39	178
平成20年	7	21	34	34	39	38	173
平成21年	7	23	28	47	35	39	179

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

## 2. 幼稚園

町内には現在2園の幼稚園があり、公立1園、私立1園となっています。  
平成21年5月1日現在の合計入園児童数は311人となっており、平成17年から平成21年にかけて40人の増加となっています。

私立幼稚園では、通常の就園時間の他、預かり保育も実施しています。

### 幼稚園の概要

名称	公立・私立	定員	保育学年	預かり保育
川島幼稚園	公立	210	4・5歳児	-
とねがわ幼稚園	私立	280	3・4・5歳児	
合計		490		

資料：教育委員会（平成21年5月1日現在）

### 幼稚園の入園児童数

名称	入園児童数	入園児童数内訳		
		3歳	4歳	5歳
川島幼稚園	144	-	53	91
とねがわ幼稚園	167	34	66	67
合計	311	34	119	158

資料：教育委員会（平成21年5月1日現在）

### 幼稚園の入園児童数の推移

名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
川島幼稚園	196	191	170	171	144
とねがわ幼稚園	75	98	145	188	167
合計	271	289	315	359	311

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

### 3. 学童保育

町内には、現在 2 か所の学童保育が設置されています。平成 21 年 4 月 1 日現在の合計利用者数は 97 人となっており、平成 17 年から平成 21 年にかけて利用者数は 8 人の減少となっています。

#### 学童保育の概要

名 称	小学校区	定 員	総指導員数
かっぱくらぶ	中山小学校	70	1
どりいむくらぶ	伊草小学校	60	2

資料：健康福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

#### 学童保育の利用状況

名 称	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
かっぱくらぶ	9	14	7	9	0	5	44
どりいむくらぶ	20	13	9	8	3	0	53

資料：健康福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

#### 学童保育の利用者数の推移

名 称	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
かっぱくらぶ	69	55	42	45	44
どりいむくらぶ	36	36	35	47	53
合 計	105	91	77	92	97

資料：健康福祉課（各年 4 月 1 日現在）

### 4. 地域子育て支援拠点事業

町内には、現在 1 か所の地域子育て支援センターが設置されています。地域子育て支援センターは「町立さくら保育園」に併設しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て相談や子育て指導などをはじめ、親子教室などのイベントの開催や子育てサークルの支援活動を行っています。

#### 地域子育て支援センターの利用者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	772	1,776	1,706	1,875	1,856

資料：健康福祉課（各年度末現在）

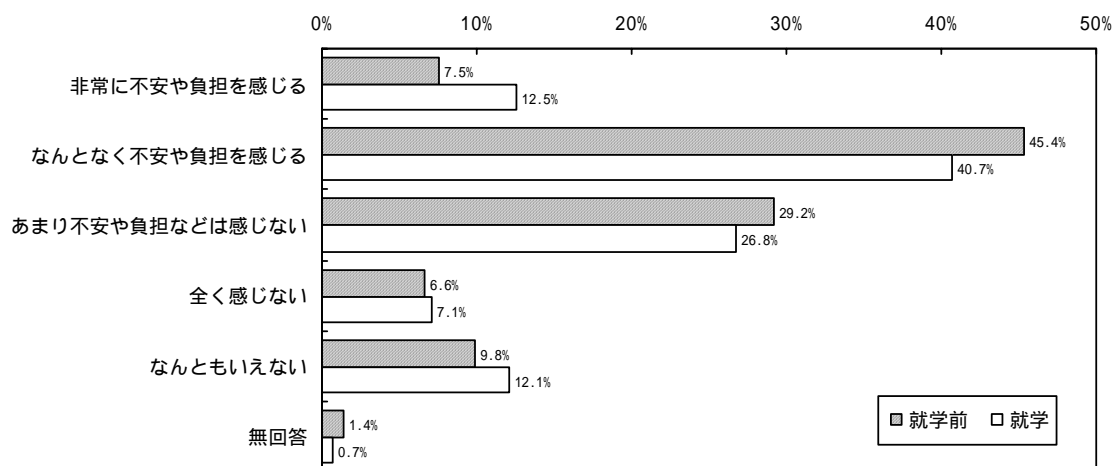
## 第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

### 1. 子育ての状況

#### 子育てへの不安感や負担感について

子育てに対して不安感や負担感を感じるかの質問について、「なんとなく不安や負担を感じる」が就学前児童保護者では45.4%、就学児童保護者では40.7%といずれの保護者ともに最も多くなっています。また、「非常に不安や負担を感じる」との回答もあり、子育てに対する不安感や負担感を感じている保護者は少なくありません。

#### 子育てへの不安感や負担感

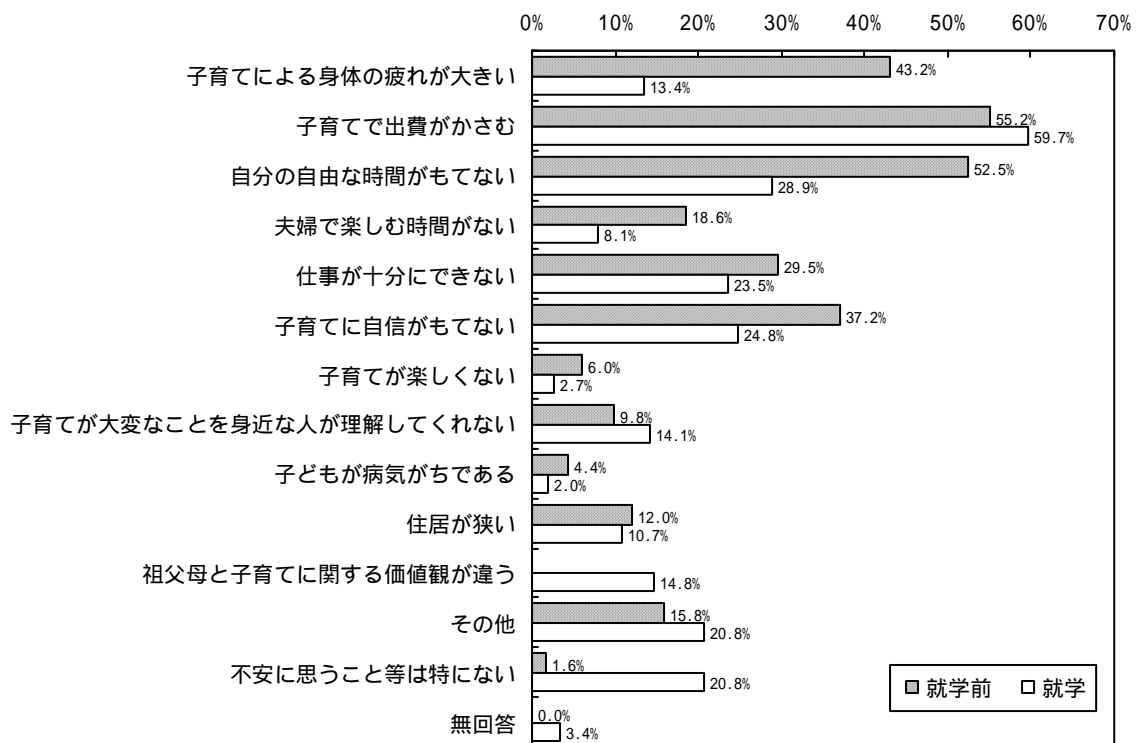


資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3(就学前回答者数 346、就学回答者数 280)



また、子育てに対して不安や負担に感じる理由については、「子育てで出費がかさむ」が就学前児童保護者では55.2%、就学児童保護者では59.7%といずれの保護者ともに最も多くなっています。次いで、就学前児童保護者では、「自分の自由な時間がもてない」が52.5%、「子育てによる身体の疲れが多い」が43.2%、就学児童保護者では、「自分の自由な時間がもてない」が28.9%、「子育てに自信がもてない」が24.8%となっています。

### 不安や負担に感じる理由



「祖父母と子育てに関する価値観が違う」は就学児童保護者のみの設問。

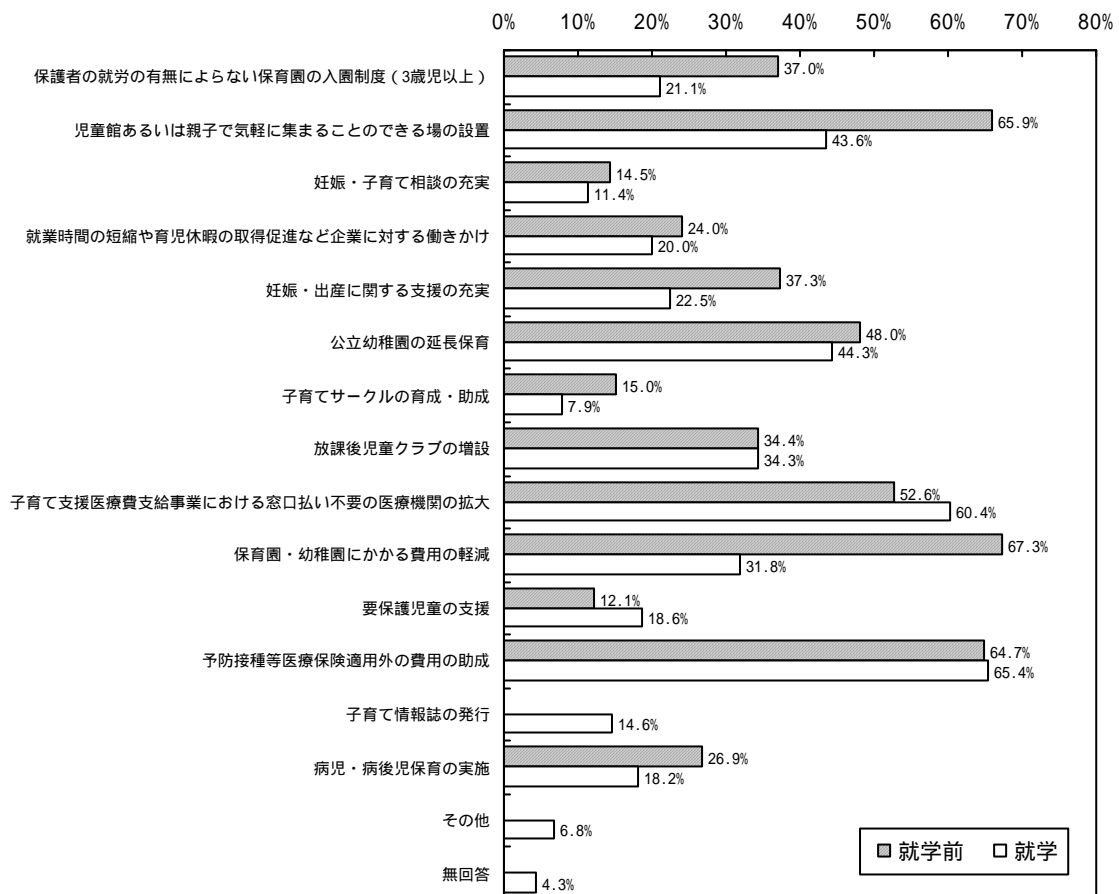
資料:次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書H21.3(就学前回答者数183、就学回答者数149)

### 川島町の子育て支援において必要な支援・対策

川島町の子育て支援として望まれていることは、就学前児童保護者では「保育園・幼稚園にかかる費用の軽減」が67.3%と最も多く、次いで「児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の設置」が65.9%、「予防接種等医療保険適用外の費用の助成」が64.7%となっています。

一方、就学児童保護者では「予防接種等医療保険適用外の費用の助成」が65.4%と最も多く、次いで「子育て支援医療費支給事業における窓口払い不要の医療機関の拡大」が60.4%、「公立幼稚園の延長保育」が44.3%となっています。

### 川島町の子育て支援において必要な支援・対策



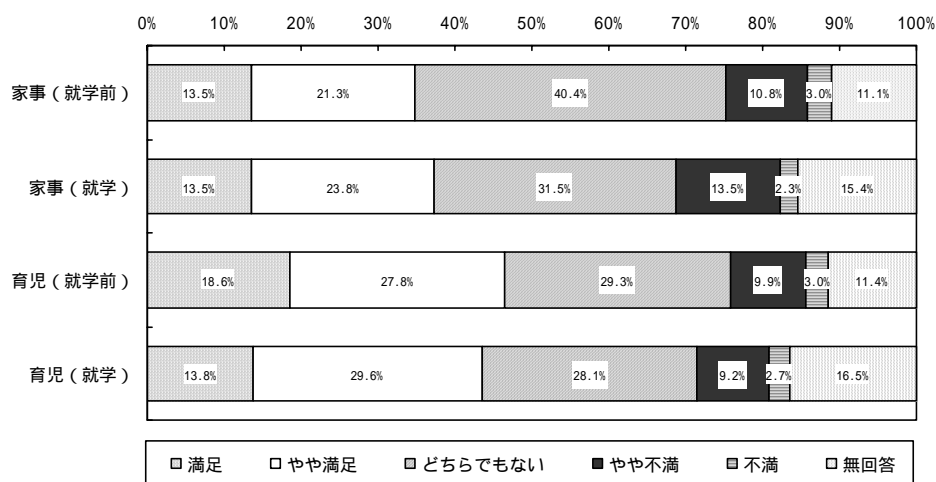
「子育て情報誌の発行」は就学児童保護者のみの設問。

資料:次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書H21.3(就学前回答者数346、就学回答者数280)

## 家事・育児に対する満足度について

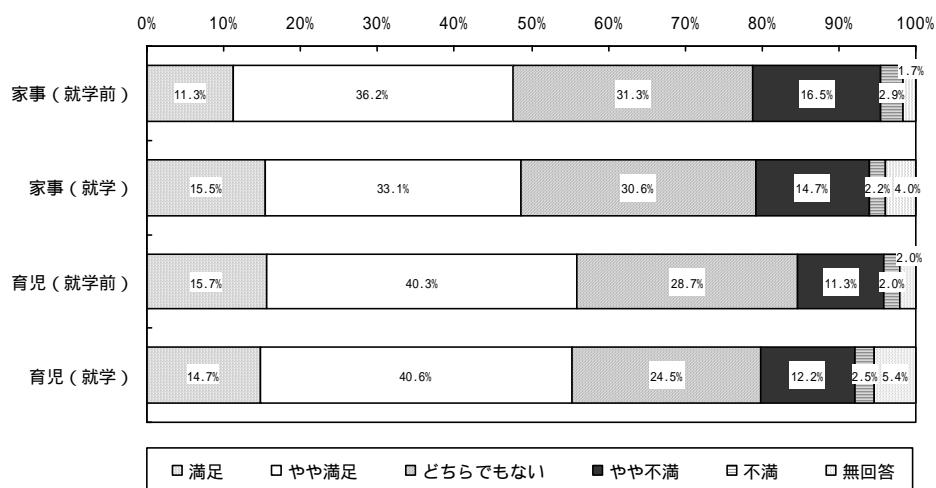
父親自身の家事・育児に対する満足度は、満足とやや満足の合計値が就学前児童保護者、就学児童保護者ともに家事より育児のほうが高くなっています。母親自身の満足度にも同様の傾向がみられ、父親・母親ともに自分自身の育児参加に対する評価が高い結果となっています。

### 家事・育児に対する満足度（父親自身）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3( 就学前回答者数 334、就学回答者数 260 )

### 家事・育児に対する満足度（母親自身）



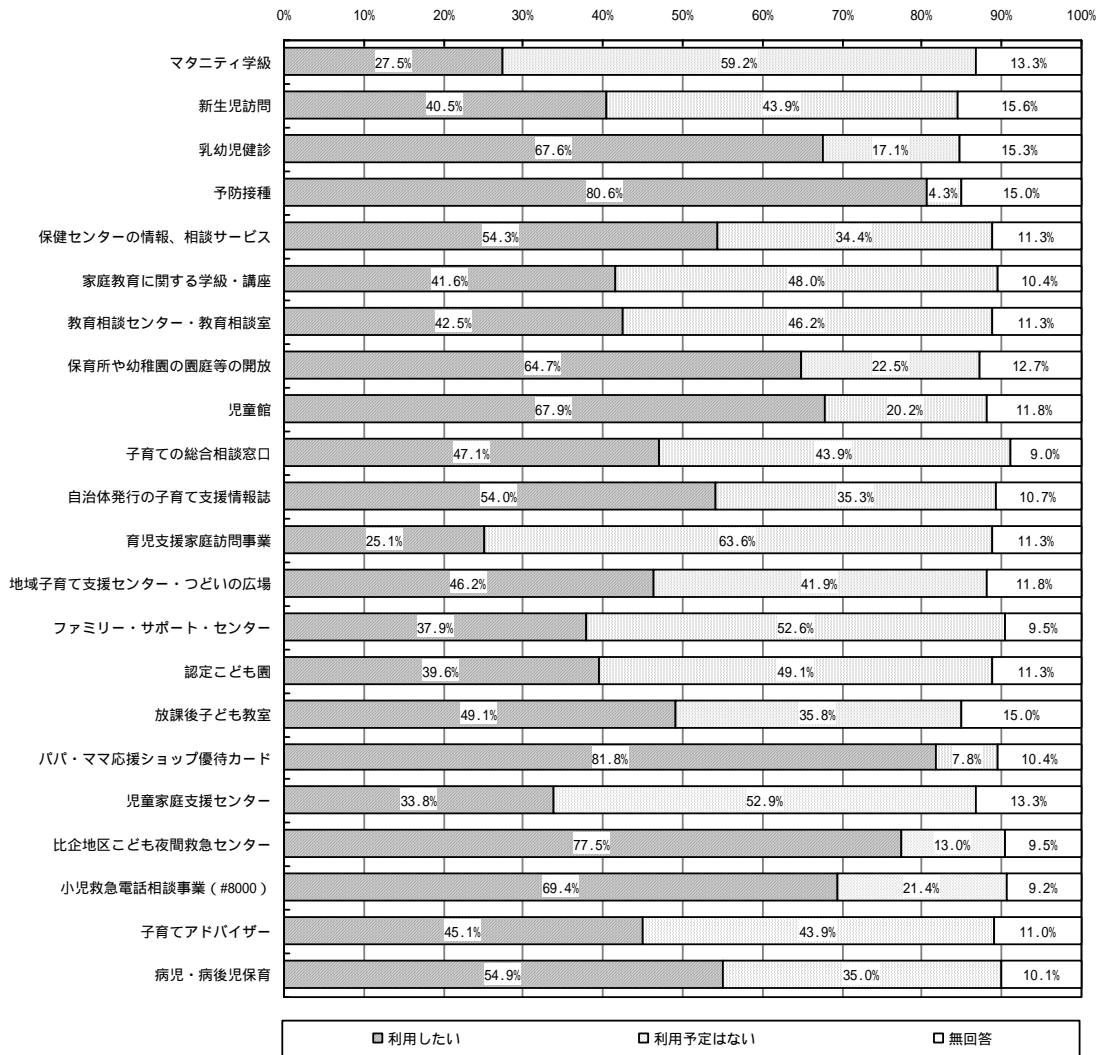
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3( 就学前回答者数 345、就学回答者数 278 )

### 子育て支援サービスの利用希望について

子育て支援サービスの利用希望については、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が81.8%、「予防接種」が80.6%、「比企地区こども夜間救急センター」が77.5%と多くなっています。

「乳幼児健診」、「保育所や幼稚園の園庭の開放」、「児童館」、「小児救急電話相談事業（#8000）」についても6割を超え比較的多くなっています。

#### 子育て支援サービスの利用希望（就学前児童保護者）



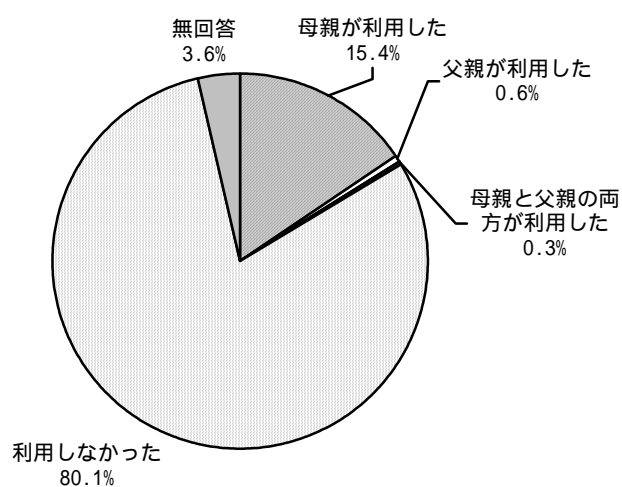
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）

## 育児休業制度の取得状況について

育児休業制度の取得状況については、「母親が利用した」が 15.4%、「父親が利用した」が 0.6%、「母親と父親の両方が利用した」が 0.3%と、合計で 16.3%となっています。

次世代育成支援行動計画では、子育ては男女が協力して行うべきものとされていることから、「子育てしながら働きやすい職場環境づくり」や「意識改革を含めた男性の働き方の見直し」に対する具体的な取組みを進めることが重要な鍵となります。

### 育児休業制度の取得状況（就学前児童保護者）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）



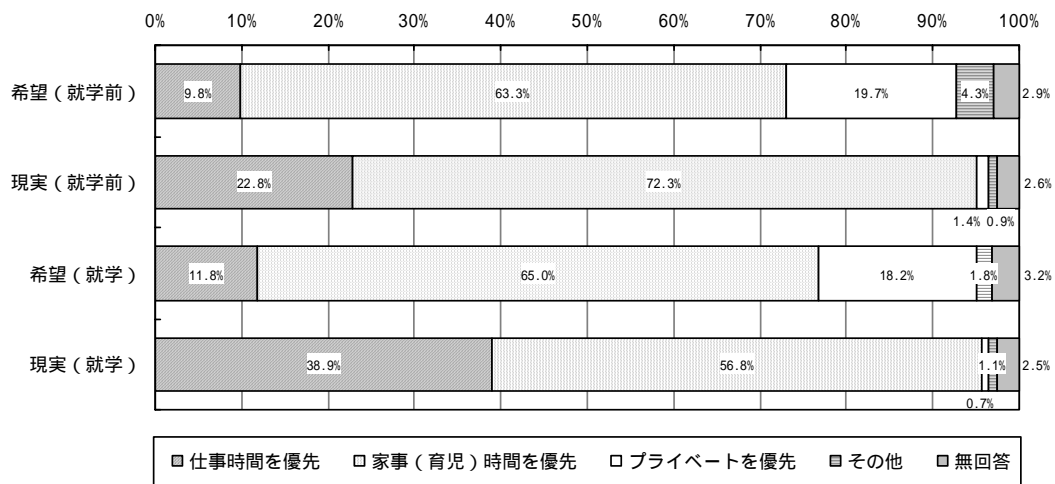
「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について

「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベートの時間」の優先度についての希望と現実の回答では、いずれの保護者ともに「仕事時間」では現実が希望を大きく上回っています。

一方、「家事（育児）時間」については、就学前児童保護者では「仕事時間」と同様に現実が希望を上回っていますが、就学児童保護者ではその逆となっており、仕事時間に占める割合も大きいことから、仕事により家事・育児の時間が思うように取れない現実が伺えます。

また、「プライベート時間」については、いずれの保護者ともに希望と現実の差が大きく開く結果となっています。

「仕事時間」と「家事・育児、プライベート時間」の優先度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3(就学前回答者数 346、就学回答者数 280)

## 2．平日保育サービス

ニーズ調査によると、現在保育サービスを利用している人の割合は 37.0% となっています。このうち「幼稚園（通常の就園時間）」の利用割合が 47.7% と最も多く、次いで「認可保育所」が 35.2%、幼稚園の預かり保育が 12.5% となっています。

保育サービスを利用している理由では、「就労しているため」が 52.3% と最も多く、「子どもの教育のため」が 34.4% と 2 番目に多くなっています。

一方、保育サービスを利用していない人の理由では、「母親が父親が就労していないなどの理由で必要がない」が 59.4% と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が 11.3%、「子どもがまだ小さいため」が 10.8% となっています。「子どもがまだ小さいため」を回答したした人のうち、子どもを預けようと思う年齢は「3 歳」が 34.8% と最も多くなっています。

現在は利用していないものであれば利用したい、あるいは利用日数や回数 が足りていないと思う保育サービスについては、「幼稚園（通常の就園時間）」が 27.2% と最も多く、「一時預かり」が 22.5%、「幼稚園の預かり保育」が 22.3%、「認可保育所」が 21.4%、「病時・病後児保育」が 14.5% と続いています。

## 3．土曜日、日曜日、祝日の保育サービスについて

ニーズ調査によると、土日や祝日の保育サービスの利用希望では、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では 8.4%、日曜日・祝日では 2.6% となっており、「月に 1～2 回は利用したい」が土曜日では 24.3%、日曜日・祝日では 15.0% となっています。

## 4．学童保育

ニーズ調査によると、現在、学童保育を利用している人の割合は 6.4% となっています。利用している理由では「現在就労している」が 100.0%、利用していない理由では「現在就労していないから」が 30.7% といずれも最も多くなっています。

また、学童保育の「土曜日・日曜日」の利用希望としては 31.6% の割合となっています。

## 5．一時預かり

ニーズ調査によると、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、子どもを家族以外の誰かに預けたことがある人は 23.7%となっています。子どもを一時的に預けた理由では、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 61.0%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 31.7%、「就労」が 28.0%となっています。

一時預かり保育を今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数を増やしたい人は 35.5%となっています。

## 6．病児・病後児保育

ニーズ調査によると、子どもが病気やケガで、通常の保育サービスが利用できないことがあった人は 27.5%となっています。その時の対処方法としては、「母親が休んだ」が 57.9%と最も多く、次いで「同居者を含む親族・知人に預けた」が 36.8%、「父親が休んだ」が 15.8%となっています。

## 7．子育て支援拠点事業

ニーズ調査によると、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、つどいの広場、子育て支援センター等と呼ばれています）を利用したことがある人は 14.2%で、今後の利用希望では 21.1%の人が利用を望んでいます。





## 第4節 前期計画事業の実施状況

### 1. 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
地域子育て支援センター事業	<p>平成16年度に開設された「町立さくら保育園」に「地域子育て支援センター」を併設しています。育児相談や育児指導などをはじめ、親子教室等を開催し、育児サークル結成に向けての事業を実施します。</p> <p>今後は、事業の充実を図るとともに、東部地区の事業実施について検討します。</p>	健康福祉課	<p>さくら保育園では、子育て相談を次のように受け付けました。</p> <p>電話相談は毎週(火・木)、面談相談は毎週(月・金)に実施しました。</p> <p>親子教室は、月3回開催し、平成21年4月～平成22年2月の参加者数は300組625名でした。</p> <p>また、自主的な子育てサークルは、支援センターを始めとし、その他の公共施設を利用し活動しました。また、親子教室を通して、親子同士の輪が広がり子育て支援の充実が図られました。</p>
育児支援家庭訪問事業	<p>第一子全員と希望のあった第二子以上を対象に助産師・保健師による訪問指導を実施しています。</p> <p>また、乳幼児健診や相談において、育児不安をもっている母親や発達遅滞が疑われる子どもについて、家庭訪問を実施しています。</p> <p>引き続き新生児訪問を実施し、虐待のリスクの高い家庭や、今後支援が必要となる母子の早期把握に努めます。</p> <p>また、育児不安や子育てストレス、発達遅滞や障がいがある子どもをもつ家庭に対して、個別対応のできる訪問相談を行います。</p>	健康福祉課	<p>平成19年10月より「こんにちは赤ちゃん事業」として出生児全員及びその母親を対象に訪問相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭の早期把握を行いました。</p> <p>また、乳幼児健康診査などで子育て不安や発達遅滞が疑われる子をもつ家庭に対しては、家庭訪問による子育て支援を行いました。</p>
相談及び情報提供体制の充実	<p>保護者を対象に気軽に子育て相談や育児指導ができる環境の充実を図ります。</p> <p>また、町のホームページを活用し、家庭にいながら育児に関しての情報がインターネット等を通じて得られやすい環境の整備を検討します。</p>	健康福祉課	<p>さくら保育園では、平成17年度から気軽に子育て相談ができる面接による相談と電話相談を職員と専門の子育てカウンセラー(ボランティア)により行い、また、広報への掲載やパンフレットの配布等で周知を行いました。</p> <p>また、平成21年2月18日から川島町公式ホームページに「子育て支援総合案内」を設置しました。トップページから年齢別・目的別に子育て支援の情報が検索できるようになりました。</p>

## (2) 保育サービスの充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
保育サービスの充実	<p>延長保育や一時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。</p> <p>また、低年齢児に待機児童があることから、通常保育の定員の弾力化を図り、定員数の拡大を図ります。</p>	健康福祉課	<p>町立保育園では、朝7時30分～8時30分まで、夕方5時～6時30分まで延長保育し、土曜日は、朝7時30分～13時30分まで延長を含め保育を行いました。</p> <p>また、定員の弾力化にも対応しました。</p>
仕事と子育ての両立の推進	<p>すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支え合う住民意識を高めるよう推進します。</p> <p>また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を図ります。</p> <p>子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変革するよう働きかけます。</p> <p>育児休業法等関係法令の広報や情報提供を行います。</p>	総務課	<p>女性が子どもを産み育てやすい環境をつくるとともに、意識の啓発を行いました。人権・同和問題研修会ではパネルの展示及びパンフレットを参加者に配布し、啓発を行いました。</p>

## (3) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
情報提供の充実	<p>労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報・啓発、研修、情報提供などの施策を実施します。</p>	農政産業課	<p>県・ハローワーク・町商工会等と連携し「仕事と子育て両立」の取り組みを推進するため、公共施設及び企業等へのリーフレット配布による啓発活動を実施しました。</p> <p>また、子育て家庭を対象とした「パパ・ママ応援ショップ事業」を町商工会と連携し、制度の普及を行いました。</p>
働き方の見直しの意識啓発	<p>男性は仕事、女性は家庭といった意識を変えていく必要があり、企業を含めた、住民全体の意識改革が必要です。これらの意識を強く持つ高齢者の理解協力を求めます。</p>	健康福祉課	<p>仕事と子育てなどの家庭生活の調和を意味する「ワークライフバランス」の考え方の推進を図るため、広報紙による意識啓発を行いました。</p>

#### (4) 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
子育て支援のネットワークづくり	近隣などの身近な地域社会での助け合いができるように、祖父母などの親族や、近隣などの身近な地域社会での助け合いのネットワークづくりに努めます。 また、子育てサークルづくり等の助言・支援を行います。	健康福祉課	さくら保育園では、「子育てサークルの集い」の場所に職員が出向き遊びの指導や、子育て相談を行いました。 ネットワークづくりについては、関係機関との連携による実現を目指します。



## (5) 児童虐待防止策の充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
児童虐待の早期発見・早期対応の充実	<p>児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関との連携の充実を図ります。また、地域との連携を密にして、子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育っていける環境を整備するなど、虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。</p>	教育総務課	<p>「要保護児童対策地域協議会」に健康福祉課、教育委員会及び該当校長、教頭・担任が参加し問題解決のための具体策について検討し、該当児童及び家庭等への支援、援助を行いました。また、支援体制として、健康福祉課及び関係機関と連携を図りながら対応しました。</p>
	<p>児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに将来の世代の育成に懸念されることから、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、町、福祉事務所及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、児童虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であることから、現在の児童虐待防止ネットワークを発展的に解消し、平成18年度までに「要保護児童対策地域協議会」を設立するとともに、より関係機関との連携を図ります。</p>	健康福祉課	<p>児童虐待防止の取り組みとして、関係機関で情報を共有し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見・早期対応を目的とした「要保護児童対策地域協議会」を設立し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行う中で、地域の関係機関で協力体制を構築し、児童虐待予防への子育て支援を行いました。</p> <p>また、11月の「児童虐待防止推進月間」には、児童虐待防止のための広報及び啓発活動として、小中学校・幼稚園・保育園等へのパンフレットの配布を実施しました。</p>
	<p>子育ての孤立化を防ぐために、母親たちの仲間づくりの場を支援します。</p> <p>発達や発育に遅れがある子どもや育てにくい子どもを抱える家族に対して専門職種や関係機関と連携をとりながら、支援を行います。</p> <p>身近で虐待があった場合の連絡方法や自分が虐待をしてしまいそうな気持ちになったとき等、相談できる機関の周知を徹底します。</p> <p>乳幼児健診の未受診児の家庭状況や発育・発達状況の全数把握に努めます。</p> <p>子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった育児ができるよう支援します。</p> <p>妊娠中から虐待のリスクのあるものを把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。</p>	健康福祉課	<p>子育て支援及び虐待防止の取り組みとして、発育発達に遅れがある子どもや育てにくい子どもを抱える保護者などに対して、乳幼児相談、発達相談、発達支援教室を実施し、子育て不安の軽減に努めるとともにそれぞれの子どもにあった子育てができるよう支援しました。また、必要な時は幼稚園や保育園などの関係機関と連携をとり、対応しました。</p> <p>4・5か月児健康診査と3歳児健康診査が未受診の子どもには、家庭訪問を行い、発育発達状況、子育て状況などを確認し、対象児の全数把握を行いました。</p>

## (6) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規程を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園等、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。	健康福祉課	健康福祉課窓口において、母子家庭等就業・自立支援センター事業の情報提供を行うとともに、保育園への優先入園、一時保育を実施し、母子家庭等を支援しました。 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費、交通遺児手当の該当者については、関係課と連携をとり、制度の周知に努め申請についての指導を行ないました。
ひとり親家庭等に対する支援の充実	それぞれの家庭の状況を把握し、必要な支援を行うために、関係機関と連携を図ります。	健康福祉課	乳幼児健康診査や乳幼児相談などにおいて、それぞれの家庭状況の把握をしました。必要に応じて訪問するとともに、保健所や児童相談所などと連携をとりながら実施しました。

## (7) 障がい児施策の充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
障がい児教育の充実	障がいのある児童・生徒が、将来、積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童生徒と活動をともにする交流教育の充実を図ります。 また、小学校間や幼稚園、中学校、盲・ろう・特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。 さらに、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を仰ぐことができるような体制を確立します。	教育総務課 健康福祉課	各小中学校では、県立川島ひばりが丘特別支援学校、県立川越特別支援学校と相互訪問などの交流を行うとともに居住地交流や支援交流なども視野に入れ推進を図りました。また、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童・生徒については、専門医や特別支援学校教員を委員とする就学支援委員会の機能の充実を図り保護者への適切な支援を行いました。また、特別支援学級設置校の内3校へ各1名づつ補助員を配置し、個に応じた適切な指導の充実を図りました。 健康福祉課においては、関係機関(特別支援学校等)との連携を図るため、連絡調整会議を実施しました。
乳幼児健康診査・健康診断の推進・障がい児施策の連携	保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。 障がいを早期に発見し適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。 各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。	健康福祉課	保育園や幼稚園等関係機関と必要に応じて連携をとり実施しました。 また、保健センターにおいて、4・5か月児健康診査、1歳6か月健康診査、2歳児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。各々に適した支援を行うために、発育発達に遅れがある子どもを抱える保護者に対して発達相談、発育支援教室を実施しています。

## 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

## (1) 子どもや母親の健康の確保

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
子どもや母親の健康の確保	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために新生児訪問等の充実を図ります。</p> <p>相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。</p>	健康福祉課	<p>助産師及び町保健師による新生児及び産婦訪問を実施しました。</p> <p>職員のスキルアップについては、研修会等に参加し、最新の知識と技術について研修しました。</p>
乳幼児健康診査の充実	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健診後の個別支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課	<p>乳幼児健康診査のうち、最も専門性が必要とされる4・5か月児健康診査においては、小児科医を配置し実施しました。</p> <p>未受診児については電話や文書での受診勧奨を行い、受診率の向上に努めました。</p>
出産・育児等に関する教育・相談の充実	<p>安心して子どもを生み育てるために「マタニティ学級」、「育児学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。</p> <p>出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況等の聴取把握に努め、相談や訪問等適切な支援を行います。</p>	健康福祉課	<p>マタニティ学級や育児学級(マタニティ学級同窓会)、乳幼児相談を実施しました。</p> <p>マタニティ学級については、父親も参加しやすいように3日目を土曜日に設定しました。</p>
予防接種の充実	<p>一人ひとりが感染症による重篤な状態を予防するとともに感染症のまん延を防ぐために、予防接種を積極的に受けるように周知徹底し、接種率の向上に努めます。</p>	健康福祉課	<p>対象年齢になる子どもの保護者に対して、通知を行いました。また、未接種児の保護者に対しては健康診査時の接種指導や接種勧奨通知を行いました。</p>



## (2) 「食育」の推進

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
「食育」の推進	<p>妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。</p> <p>乳幼児では、食事に関する悩みや不安等に対して相談に乗りながら望ましい食習慣の定着を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をもち、朝食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者等家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。</p>	健康福祉課	<p>マタニティ学級時に、妊娠中の栄養について指導を行いました。また、乳児健康診査時に栄養士による離乳食指導と試食を実施し、3歳児健康診査時には、『朝食をとることの大切さ』について指導を行いました。</p>
児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進	<p>児童・生徒への食に関する指導を実施し、食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身につけさせます。</p> <p>保護者に対しては、給食試食会において、食に対する意識の啓発を図ります。</p> <p>さらに、給食に地元の農産物を取り入れることにより、地元農業への関心や理解を深めます。</p>	教育総務課 農政産業課	<p>学校給食については地元農産物を使用した、ふるさと献立を取り入れ、町の特産物である「いちご」は、昭和50年代後半から利用し、米飯についても、町内産の「彩のかがやき」を利用するなど地場農産物の利用に努めました。</p> <p>また、近年では、国の制度である「エコファーマー」及び県制度を活用した「県特別栽培農産物」の認証を得た安全安心な食材の使用を推進しました。</p> <p>「さいたま食育ボランティア」登録者の協力により、学校や地域等で、食に関する学習の助言、指導を受け食育を推進しました。</p>

## (3) 思春期保健対策の充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
性・性感染症予防や思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	<p>中学校と連携、情報交換を図り、保健福祉分野の課題を把握し、相談体制の充実に努めます。</p> <p>養護教諭や教育相談員を中心に、友人関係やこころの悩み等の相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。</p>	健康福祉課 教育総務課	<p>教職員、相談員、スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒ひとりひとりの立場を尊重しながら援助活動を実施しました。担任と養護教諭(チームティーチング)による「こころの健康」の授業や道徳教育の充実に努めました。</p>

## (4) 小児医療の充実

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
小児医療の充実	<p>初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし理解を求めます。</p> <p>保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法等を身につけられる健康教室の実施を検討します。</p>	健康福祉課	<p>小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い子育てを支援しました。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。</p> <p>乳幼児の事故予防やかかりやすい病気については、乳幼児相談や育児学級(マタニティ同窓会)時に周知しました。</p>





### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
次代の親の育成	子どもを生み育てることの意義に関する教育、広報、啓発を推進します。	健康福祉課	小中学生等に、子どもを育てる喜びや大切さ、親の役割や家庭の大切さを理解できるように、乳幼児とふれあう機会を持つように、広報、啓発を行いました。
小・中学生等と乳幼児等のふれあいの推進	関係機関と連携を図り、地域の小・中学生が乳幼児とふれあう機会を検討します。	健康福祉課 教育総務課	社会体験チャレンジ事業(中学生)で、1年生全員が参加し貴重な体験ができました。また、総合学習の場を通して保育園、幼稚園等において幼児とふれあう機会を持つことができました。

#### (2) 児童の健全育成

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
放課後児童健全育成事業の充実	現在、中山・伊草地区に学童保育室を開設しています。 他地区の学童保育の整備については、保育需要を踏まえ検討します。	健康福祉課	学童保育の中山地区「かっぱくらぶ」、伊草地区「どりいむくらぶ」への助成などの充実を図りました。他地区の児童の利用などの利便を図ることについては検討をしています。
児童館設置の検討	雨天の日の児童の遊び場、つどいの広場など屋内の親子が集える施設の設置の希望が多いことがうかがえることから、未設置の解消に向け検討します。	健康福祉課	親子が気軽に交流できる場の整備に向けて検討します。
児童の健全育成	他人を思いやる心や人間関係が希薄な児童が増えている現在、読書による様々な人生の疑似体験により、児童の心を柔軟にし、生きていく力を養うため、「お話会」により読書推進を図ります。	生涯学習課	図書館では、ボランティアによる幼児・児童を対象にした「おはなし会」を月一回開催し、また、クリスマス会などの行事を開催し、読書への興味や関心を持つよう推進しました。
学校の校庭開放	各小中学校の校庭の開放により、子どもを主体としたサークル活動や子ども同士の交流の場として、学校と連携して支援できるよう検討します。	生涯学習課 教育総務課	校庭の開放については、土・日・祝祭日に各地区のスポーツ少年団が利用しており、団員の健康管理や体力増進に寄与できたものと思っています。 下校後の遊び、学童クラブの活用により子ども同士の交流の場として効果が発揮できました。

## (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
確かな学力の向上	<p>習熟度別少人数指導や教科担任制を取り入れた指導を行っています。</p> <p>AET、特学補助員を配置し、児童生徒が進んで学べる学習活動を展開しています。</p> <p>学校相談員、部活動指導員を中学校に配置しています。</p> <p>中学校では、町内の事業所で3日間の社会体験活動を実施しています。</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていけるように、生きる力と豊かな心を育て、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす教育を推進します。</p> <p>不登校児童及び生徒のためのスクーリング・サポートセンターを開設し集団への適応能力を養い、自立を促して学校へ復帰できるようサポートしています。</p> <p>学校評議員制度を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。</p>	教育総務課	<p>学校教育推進委員会において、町内小・中学校の学力向上の取組みについて検討し、必要な推進を行いました。また、指導方法の工夫改善を図り、一人一人に基礎学力の定着を図って取り組みました。中学1年生を対象にした社会体験チャレンジ事業(3日間)を実施し、地域全体で子どもたちを育てる環境をつくり、地域の教育力を向上させることもできました。</p> <p>学校評議員制度により保護者や地域住民等の幅広い意見を取り入れ学校づくりを推進しました。</p>
豊かな心の育成	<p>「心の教育」の事業を推進し、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実します。</p> <p>幼児や児童が、生活しやすい場、遊びたくなるような環境の整備を推進します。</p> <p>乳幼児期からの読み聞かせ及びブックスタートを実践し、全小学校においては、ボランティアによる読み聞かせを実施し、情操教育の充実を図ります。</p> <p>乳幼児がお年寄りと触れ合う場の提供を行います。</p> <p>親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取り組みを推進します。</p>	教育総務課 生涯学習課	<p>図書館と保健センターの共催事業として、4・5 か月健康診査時に「ブックスタート」を開催し、家庭での読み聞かせを通じた、親子の心のふれあいを図りました。また、図書館でも月一回幼児を対象にした「おはなし会」を開催し、情操教育はもちろんのこと、親同士の交流の場を提供しました。</p> <p>「心の教育」の事業の一環として、社会福祉協議会の委嘱を受け、各小学校の児童が「敬老八ガキ」を実施しました。また、各小学校でボランティアによる読み聞かせも行いました。</p> <p>学校での道徳教育の充実を図るため、地域人材の活用についても大きな成果を得ることが出来ました。</p>

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
健やかな体の育成	<p>家庭と連携を取りながら、基本的な生活習慣の育成を図ります。</p> <p>学校では、体育の授業の質的向上を図り、また、地域では、戸外での遊び等身体を動かすための環境を充実します。</p> <p>運動部活動への地域の指導者を活用し、また、地域のスポーツ指導者の育成を図ります。</p> <p>保護者と協力し保健管理を推進します。</p> <p>子どもが、さまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。</p>	教育総務課 生涯学習課	<p>各地区でスポーツ少年団が形成されており、野球、サッカー(男女)、剣道、柔道、バレーボール等さまざまなスポーツ活動が行われました。また、学年別の体力測定を行い、学年の平均基礎体力調査も実施しました。</p> <p>キッズプラザでは、主に小学生を対象にした体験学習の教室で、異年齢の子ども同士の集団や異世代のボランティアとの関わりの中で、たくましく、心豊かに、自信と意欲を持って生きることのできる子どもを育むことを目的に開催しました。</p> <p>地域子ども教室は青少年の問題行動の深刻化や地域教育力の低下等の緊急的課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを、ボランティアや保護者の協力を得て、地域全体で子どもを育てることを目標に、安心して活動できる小学生のための居場所づくり事業です。7つの活動拠点で年間 92 回の教室を開催し、クラブリーダー(指導者)、コーディネーターが協力しながら教室を実施しました。</p> <p>川島町子ども会連絡協議会は、加盟している大字ごとの単位子ども会と協力しながら、子どもの体験活動・奉仕活動を行いました。また、町のイベントに参加して子どもの体験学習を積極的にサポートしました。</p> <p>中学校運動部活動へは、スポーツエキスパート活用事業として、外部指導者6名(川島中5名、西中1名)を配置しました。</p>
教員の資質の向上	<p>教員の指導力を養い資質の向上に努めます。</p> <p>教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修等に適切に結びつけます。</p>	教育総務課	<p>教職員研修(同和問題を含む人権教育研修、特別支援教育研修、学力向上研修)の充実と各学校への指導訪問により資質の向上を図りました。また、県等で主催するさまざまな研究への参加を積極的に働きかけていきます。</p>
学校施設の整備・充実	<p>幼・小・中学校施設の経年変化に対して適切な維持管理を行います。</p> <p>授業内容の変化に対応し、教育環境の整備充実を図ります。</p>	教育総務課	<p>幼稚園、小・中学校の施設については、老朽化等に伴い改築や修繕を実施しました。また、施設の耐震化の工事を実施し、耐震化率 100%となりました。</p>

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
幼児教育の充実	幼稚園での様々な遊びを通して、人とかかわりがうまくなったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくります。	教育総務課	幼稚園では、「豊かな心を育てる」という教育目標を掲げています。また、年少の目標は、「教師や友達とかかわりを広げ、みんなで遊ぶ楽しさを味わう」、年長の目標は、「多くの友達とかかわりながら園生活を楽しみ、いろいろな遊びを意欲的に行う」としています。この目標に向けて、園行事や日常活動を実施しました。

## (4) 家庭と地域の教育力の向上

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
家庭教育への支援の充実	青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の場として「家庭教育セミナー」の充実を図ります。 家庭において、さまざまな家庭教育の諸問題を保護者自らが解決する糸口を見出せるように、活字や外の媒体による情報を収集し、提供を図ります。	生涯学習課	保育園や幼稚園、小中学生の保護者を対象に、家庭教育のあり方等の講演会を実施しました。子どもへの接し方（ほめ方、しかり方）が重要視される中で、保護者の子どもへの接し方等を学びました。また、家庭での諸問題の相談及び解決方法等に関する資料を提供しました。 図書館では、教育問題等時代を反映した資料を積極的に収集し、提供に努めました。
	乳幼児健康診査や相談などの機会を捉えて、生活習慣やしつけなどの悩みや不安などの相談の実施に努めます。	健康福祉課	子育ての悩み全般について、健康診査や相談時に個別対応しました。
地域活動への学校教職員の自主的参加の促進	教職員等が参加できるようなイベントを増やし教職員と地域とがいっしょになって、スポーツやボランティア活動に参加することにより、地域と学校の連携を図ります。	教育総務課	駅伝等スポーツ活用事業及び音楽祭等でボランティア活動事業に参加し地域との連携を図って実施しました。
地域スポーツ環境の整備	生涯スポーツを推進するため、学校体育施設開放事業を実施しており、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としてスポーツ団体に開放しています。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため公民館活動との連携や地域内のスポーツの場づくりの推進に努めます。 町に適したスポーツクラブ設立に向け、検討をします。	生涯学習課	社会体育施設や学校体育施設開放事業を実施し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としてスポーツ団体やスポーツ少年団に開放するとともに、スポーツ教室及びスポーツ団体が主体とする各種大会を開催しました。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、公民館活動との連携や地域内のスポーツの場づくりの推進のために、各種スポーツ大会を開催しました。

#### (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	保護者の教育の充実及び警察、学校、業者等関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。 情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルを学習させるための教職員の研修を計画します。	教育総務課	各小・中学校で教職員の研修を実施し、児童・生徒への指導を行いました。また、保護者との連携を密にして、有害環境の是正に努めました。また、教師用・生徒用コンピュータからの有害サイトへの不接続の措置を実施しました。
	埼玉県青少年健全育成条例に基づく販売店への条例の普及を図り、協力を求めます。	健康福祉課	川島町青少年育成推進員により、町内のビデオ店、コンビニ、書店等へ訪問し、青少年にとって有害な図書等の設置について、埼玉県青少年健全育成条例に基づいて設置されるよう点検指導を行いました。また、有害環境の浄化、非行少年の補導活動など子どもの安全確保のための取り組み、条例の普及に努めました。

### 4. 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

#### (1) 良質な住宅及び居住環境の整備

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
公営住宅情報の電子窓口(ホームページ)での提供	町のホームページに公営住宅情報を掲載し、広く住民に周知を図ります。	都市整備課	町のホームページ「暮らしのガイド・その他の県営住宅の入居者募集情報について」から県営住宅入居者募集のホームページ(埼玉県住宅供給公社)にリンクし簡単に参照できるようにしました。 なお、同募集案内兼申込用紙(1,4,7,10月募集)は、従前どおり募集月に役場本庁舎1階ロビー等に置き推進しました。
シックハウス対策の啓発	窓口備え置きリーフレット等により、建築基準法によるシックハウスの規制等の知識の普及や啓蒙を推進します。	都市整備課	窓口にリーフレット等資料を置き推進しました。

## (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
安全な道路交通環境の整備	実施計画を作成し、歩行者等が安全で安心して通行できる歩道整備等を計画的に進めます。	建設課	幹線道路の整備にあたっては、歩道の設置を含めて計画の推進に努めました。20年度においても、町道1-11号線(上・下大屋敷)の改良工事に伴い歩道施工を実施しました。
交通安全教育の推進	春、夏、秋、年末年始の各交通安全期間中の街頭活動・シートベルト体験車による体験学習を推進します。 町交通安全母の会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室や町の行事の時に啓発用品、パンフレットの配布等の啓発に努めます。	町民生活課	春の全国交通安全運動期間中、夏の交通事故防止運動期間中、秋の全国交通安全運動期間中、及び冬の交通事故防止運動期間中に街頭キャンペーン及び事故防止を呼びかける巡回広報活動を実施し、年間を通じて交通安全の推進を図りました。 また、「交通安全は家庭から」を合言葉に、交通安全母の会連合会が主催する「親子交通安全教室」を開催するとともに、地区盆踊り大会、地区体育祭等で啓発品の配布をして、交通事故防止の活動を推進しました。
	警察署と連携をした交通安全教室の実施、通学路の安全点検、交通指導員・保護者による登校時の立哨指導、学校教職員による登下校時の安全指導、通学路の不良箇所については、改善を図ります。 また、子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進するとともに、通学路の交通安全の整備に努めます。	教育総務課	各小・中学校で交通安全教室の実施やPTA・教職員、交通指導員による登下校時の立哨指導を行いました。 また、PTA・教職員による通学路の安全点検を実施し、改善が必要な箇所については、関係機関と連携し交通安全を推進しました。
チャイルドシートの使用の徹底	チャイルドシートの着用率調査の実施及び啓発パンフレット等の配布を行い啓発に努めます。	町民生活課	母子手帳交付時にチャイルドシート着用啓発リーフレットの配布を実施しました。
市町村交通災害加入推進	交通事故により災害を受けた方の負担を軽減するため交通災害共済制度への加入推進を図ります。	総務課	交通災害共済制度説明チラシや加入申込書などの住民への配布を行政区長に依頼して周知を図るとともに、加入を推進しました。



### (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
公園施設等における死角をなくして犯罪の未然防止	公園施設等における外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し犯罪の未然防止を推進します。	都市整備課	外部からの見通しを良くし死角をなくすため、公園施設等における中高木の下枝等を目線の位置で切り落とすなどの樹木管理をし、犯罪の防止に努めました。
ピッキング等浸入犯罪未然防止対策の家造りの推進	住宅建築においてピッキング等浸入犯罪未然防止対策を考慮し計画されるよう、建築事務の受付窓口としてチラシ等の備え付け配布を通して意識高揚を図ります。	都市整備課	窓口に関係資料(防犯リーフレット等)を置き推進を図りました。
防犯灯の整備の推進	安心して暮らせる地域社会をつくるため、夜間の防犯を目的として、防犯灯の設置を推進します。	町民生活課	安全・安心のまちづくりのため、防犯灯の整備事業を推進しました。平成22年3月現在の防犯灯の整備基数は、2,316基となりました。
こども110番の家協力者連絡会	弱者である子ども等が犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察、及び関係行政機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。 また、こども110番の家協力者連絡会の全体研修等を行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	総務課	学校や警察と協力し、こども110番の家協力者連絡会の全体研修並びに1月10日の110番の日に会員や子どもを対象に、犯罪や事故から守るための模擬110番通報訓練を行いました。
見守り活動の推進	ボランティアによる見守り活動を推進し、子どもの安全や犯罪被害防止に努めます。	総務課	町内在住の20歳以上の有志の方が「川島見守り隊」を結成し、パトロール及び見守り活動を行いました。また、全体研修を行い、子どもの安全や犯罪被害防止に努めました。



## (4) 安全・安心のまちづくり

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
公園等歩行エリア安全確保のための整備・改修	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため整備並びに危険か所の点検・改修に努めます。	都市整備課	日常の点検、利用者及び公園管理作業者からのご意見等の情報収集などにより、早期の補修等に対応しました。
埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備の推進	公共施設等の整備におけるバリアフリーについては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めます。	都市整備課 政策推進課	公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めてまいります。 また公園については、その条例に基づき、整備を行いました。今後さらにその推進に努めるとともに、引き続き条例制度の普及を推進します。
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	既存の公共施設の増改築により、子育て世帯が安心して利用できる子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を図ります。	政策推進課 生涯学習課	公共施設内の子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置については、必要性は認識していますが、施設によっては古いため、設置するスペース等の問題点もあるので検討中です。 コミュニティセンターの1階にパーティションを組んでベビーベッドを配置して授乳コーナーを設置しました。また、図書館では、トイレ前ロビーにオムツ替え用のベビーベッドを設置しました。 平成20年度には、役場本庁舎1階の女性トイレを洋式化するとともに、第3庁舎の身体障がい者用トイレを改修しました。 また、平成21年度にコミュニティセンター1階にトイレ用ベビーチェア及びオムツ替え台を設置しました。

## (5) 被害に遭った子どもの支援

施策・事業	前期計画目標等	所管課	前期計画期間における実施状況 (主な取組内容及び実績)
被害に遭った子どものケアの推進	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。 また、状況に応じて、適切な専門機関につなげられるように支援を行います。	健康福祉課 教育総務課	児童相談所、関係機関と連携をとりながら、虐待の恐れのある家庭に対して見守りを実施しました。 子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言をするとともに専門家や学校等の関係機関と連携し総合的な支援を行いました。



## 第3章

# 計画策定の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

### 川島町次世代育成支援行動計画 基本理念

子どもの未来を

地域で支えるまちづくり

川島町次世代育成支援行動計画前期計画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を 地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

後期計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに育つように、地域、事業所、行政が一体となって応援していきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、川島町のすべての家庭を地域社会全体で応援していきます。

このことから、一貫性という意味からも、前期計画の基本理念を継承し、

**「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」**

を川島町の後期計画での基本理念とします。

## 第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、5つの視点を基本とします。

### 1. 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。また、男女が協力して子育てを行うことにより、子どもたちが安心して健やかに育つよう支援します。

### 2. 次代の親を育成する視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

### 3. 地域全体で子どもと家庭を支える視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

### 4. すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

### 5. 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

## 第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

### 1. 基本目標

#### 基本目標 1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

#### 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親等の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

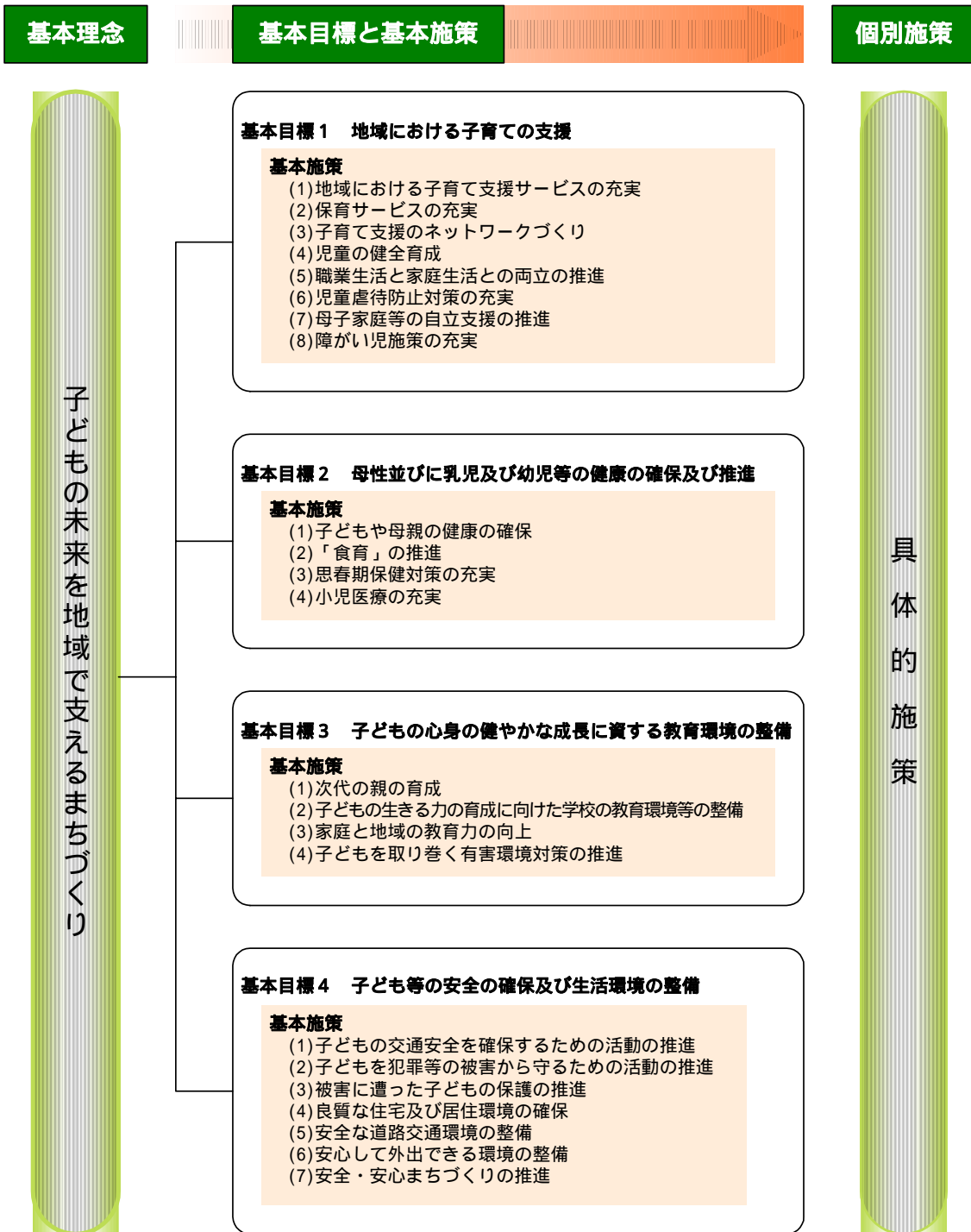
#### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

## 2. 施策体系図



**第 4 章**  
**個別施策の展開**

## 基本目標 1 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進展により、地域同士のかかわりが薄れ、子育て家庭の育児に係る不安や負担の増加、在宅で育児をしている家庭の孤立化がみられます。

このため、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会である「乳児家庭全戸訪問事業」を始めとする各種訪問事業や、親同士の相談、情報交換や交流の場の提供及び養育に関する子育て情報の提供等、地域の中で安心して子育てができ、子育て家庭同士をつなぎ、支え合うことのできる環境づくりが必要です。

#### ア．児童及びその保護者又はその他の者の居宅において児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問指導し、虐待のリスクの高い家庭や今後支援が必要となる母子の早期把握に努めます。また、乳幼児健康診査や相談において、育児不安・子育てストレスを持っている母親や発達遅滞が疑われる子どもについて、家庭訪問で個別対応します。	健康福祉課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行います。	健康福祉課
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等において保育を行う事業です。 現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室へ委託しています。 本事業の要綱等を整備し、事業の実施に努めます。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。 現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。	健康福祉課



イ．保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
放課後児童健全育成事業	<p>保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みに放課後児童クラブで保育を行います。現在、中山地区と伊草地区の2施設で保護者会により運営されています。</p> <p>他の小学校区の児童の利用については、他地区からの送迎等について検討していきます。</p>	健康福祉課
短期入所生活援助事業	<p>保護者が病気、疲労等で、家庭で一時的に保育できなくなった場合、乳児院、児童福祉施設等において児童を7日間程度預かる事業です。</p> <p>現在のところ、整備は困難で、「子育て支援拠点」で受入可能な機関を紹介し、情報提供を行います。</p>	健康福祉課
夜間養護等事業	<p>夜間勤務などの保護者のため、家で養育することが出来ない子どもを保育園で夜間に保育する事業です。</p> <p>現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、希望があるときは受入可能な施設の紹介や情報を提供します。</p>	健康福祉課
病児・病後児保育事業	<p>保護者の仕事等の理由により家庭での保育が困難な病気（病後）の児童を保育園や病院、診療所等で保育する事業です。</p> <p>現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、実施はニーズの状況により検討します。</p>	健康福祉課
一時預かり事業	<p>保護者の急用やリフレッシュのため、子どもを保育園で一時的に預かり、保育する事業です。</p> <p>現在、町立さくら保育園で実施していますが、1日平均5名程度の利用で、受け入れには余裕がある状態です。ニーズ調査では利用希望があるので、けやき保育園での実施については状況により検討します。</p>	健康福祉課
特定保育事業	<p>パート勤務などの保護者が家庭で保育できない子どもを週2、3日間、午前のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。</p> <p>現在は、一時預かり事業で対応しています。</p>	健康福祉課
幼稚園児に時間外に教育活動を行う事業	<p>在籍している幼稚園児を対象に、幼稚園が時間外に教育活動を行う事業です。</p> <p>現在実施しておらず、実施はニーズの状況により検討します。</p>	教育総務課

ウ．地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。</p> <p>現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。</p>	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	<p>町立さくら保育園の中で広場型の地域子育て支援拠点事業を実施しています。子育て相談や子育て指導をはじめ、親子教室等の開催、子育て親子の交流の場を提供し、子育てサークルの育成支援を行っています。さらに、事業の充実を図っていきます。</p> <p>現在、1箇所事業を実施していますが、もう1箇所の整備については、県の「子育て応援タウン」の認定の要件でもあり、検討していきます。</p>	健康福祉課
相談及び情報提供体制の充実	<p>保護者を対象に気軽に子育て相談や子育て指導ができる環境の充実を図ります。</p> <p>また、町のホームページ上に「子育て支援総合案内」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図っていきます。</p>	健康福祉課



## (2) 保育サービスの充実

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。子育て家庭の就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

このため、個々の子育て家庭の状況に応じた保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスが提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
保育サービスの充実	<p>通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。また、家庭保育室や幼稚園の預かり保育等を活用していきます。一時保育等により多様なニーズに対応します。</p> <p>認定こども園制度の導入について検討します。</p> <p>保育の質の向上を図り、また、保育士の専門性を高めるよう努めます。</p> <p>利用者が必要とする保育サービスの情報を提供します。</p> <p>障がい児については、健常児との統合保育を実施していきます。</p>	健康福祉課 教育総務課

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、利用者にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報を得られにくい状況にあります。

このため、個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境の整備や子育てサークルの育成・支援を含めた、子育て支援のネットワークづくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子育て支援サービスのネットワークの形成	<p>子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。</p> <p>子育てサークル作り等の助言・支援を行います。</p>	健康福祉課

#### (4) 児童の健全育成

少子化による児童数の減少や核家族化の進行は、子ども同士が遊びを通じて仲間関係を形成することや、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

このため、子どもの成長には、親子のふれあいや地域住民と接する機会を増やし、豊かな自然環境や歴史・文化を生かした様々な体験活動やスポーツ活動を通じて、豊かな人間性を育むことが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
児童の健全育成	地域において児童が遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりについて検討していきます。 主任児童委員、児童委員が地域において児童の健全育成や虐待防止の取り組み等、子どもと子育て家庭への支援を行います。	健康福祉課
子育て支援における世代間交流	子育て支援に高齢者等の参加を推進します。	健康福祉課
学校の校庭開放	各小中学校の校庭を開放し、利用者の体力向上や健康増進を促し、また、子ども同士の交流の場としても利用されるよう、学校と連携して支援します。	生涯学習課 教育総務課



## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増え、子育て家庭のライフスタイルや価値観は多様化しています。

このため、男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくには、仕事、家庭生活、地域生活等、仕事と生活の調和のとれた環境づくりが重要です。

働きたい人が仕事と生活を両立させ、それぞれの能力を十分に発揮することができるよう、多様なニーズに対応した、広く利用しやすい保育サービスの提供ができる環境づくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<p>ワークライフバランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。</p> <p>父親に子育ての楽しさを知らせ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。</p> <p>すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。</p>	健康福祉課 総務課
	<p>労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報・啓発、情報提供などの施策を、商工会と連携をとり実施します。</p> <p>子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。</p>	農政産業課 総務課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	<p>保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討して、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</p>	健康福祉課

## (6) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
関係機関との連携	<p>児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関との連携を図ります。また、地域との連携を密にして子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育っていける環境を整備するとともに虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。</p> <p>児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、関係機関とは連携を密に図っていきます。</p>	教育総務課 健康福祉課
発生予防、早期発見、早期対応	<p>子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む人が孤立しないように支援します。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談、支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。</p>	健康福祉課

## (7) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加しているなかで、母子家庭等における児童の健全な育成を図るために、生活や就労に関する自立支援が重要となっています。

母子家庭等が心豊かに安心して生活を送れるよう、相談体制の充実や経済的な自立の促進が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定をふまえ、児童扶養手当、ひとり親等家庭医療費、交通遣児手当の支給、保育園への優先入園等、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。	健康福祉課

## ( 8 ) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るために妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが重要となっています。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた、適切な医療及び医学的な支援の提供、教育における支援の充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
障がい児教育の充実	<p>障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童生徒と活動をともしする交流教育の充実を図ります。</p> <p>また、公立幼稚園、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。</p> <p>さらに、LD(学習障害)や ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。</p>	教育総務課
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	<p>保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。</p> <p>障がいを早期に発見し適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。</p> <p>各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。</p>	健康福祉課



## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

母子においては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、育児学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応の拡充や、よい子育てにつながるような安全で快適な出産に関する、出産準備教育や相談体制の充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級等の充実	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために新生児訪問等の充実を図ります。</p> <p>相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、職員研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。</p>	健康福祉課
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課
出産・育児等に関する教育・相談の充実	<p>安心して子どもを生み育てるために「マタニティ学級」、「育児学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。</p> <p>出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況等の聴取把握に努め、相談や訪問等適切な支援を行います。</p>	健康福祉課
妊娠期からの継続した支援体制の整備	<p>母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談等を行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。</p>	健康福祉課
子育て支援医療費の支給	<p>子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。</p> <p>平成22年度から通院の対象年齢を拡大し、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担金を支給します。また、比企地区、川越市内の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施しています。今後は協定医療機関の地域の拡大を推進していきます。</p>	健康福祉課



## (2)「食育」の推進

食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食、栄養の偏りなどの食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。

子どもに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となります。

このことから、家庭や地域での正しい食生活の普及浸透を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携し、地域に根ざした食育の活動が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
「食育」の推進	<p>妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。乳幼児では、食事に関する悩みや不安等に対して相談に乗りながら望ましい食習慣の定着を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をもち、朝食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者等家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。</p>	健康福祉課
児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進	<p>児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身につけるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、朝食を食べない子どもの割合を減少させます。</p> <p>保護者に対しては、給食試食会や給食だより等により、食に対する意識の啓発を図ります。</p> <p>さらに、給食に地元の農産物を取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めます。</p>	教育総務課 農政産業課

### (3) 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化しているため、子どもの生理的、身体的発達が早まっています。

このため、性に関する意識や価値観についても多様化し、10歳代の人工妊娠中絶の増加や性感染症のまん延が懸念されていることから、適切な性に関する教育指導の充実が必要です。

また、喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの強化も必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
性・性感染症予防や思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	保健センターと中学校が情報交換を図る等連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。 養護教諭や教育相談員を中心に、友人関係やこころの悩み等の相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。	健康福祉課 教育総務課
喫煙や薬物に関する教育	中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。	健康福祉課



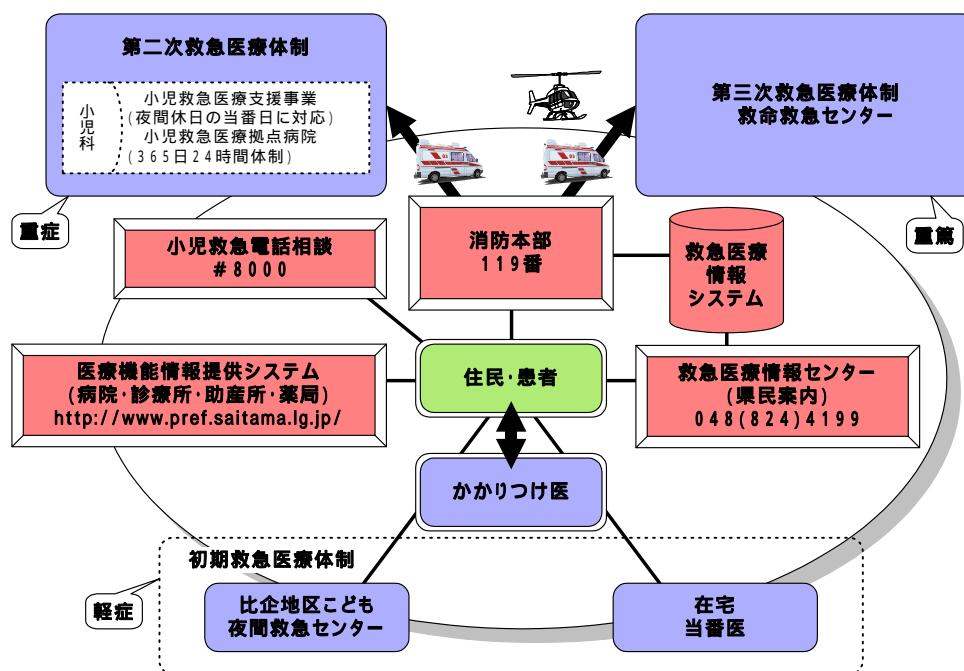
#### (4) 小児医療の充実

小児医療体制は安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。

特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育てで家庭が安心できる環境をつくる必要があります。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
小児医療の充実	<p>小児初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし理解を求めます。</p> <p>小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い子育てを支援しています。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。</p>	健康福祉課
健康教室の実施の検討	<p>保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法を身につけられる健康教室の実施を検討します。</p>	健康福祉課

#### 小児医療（小児救急）における医療連携体制



### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

少子化の影響により、子どもが乳幼児と接する機会が少ないまま親になる世代が増加しています。

このため、次代の親となる子どもに対する、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さについての啓発や学習の機会が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
次代の親の育成	男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義に関する教育、広報、啓発を関係機関と連携して推進します。	健康福祉課
小・中学生等と乳幼児等のふれあいの推進	中学生に、子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるように、「親になるための学習」を実施します。 関係機関と連携を図り、地域の小・中学生が乳幼児とふれあう機会を検討します。	健康福祉課 教育総務課



## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもの自主性を育てることや豊かな心の育成、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、確かな学力の向上と豊かな感性や創造性を育むための機会の創出、健やかな体の育成を図ることが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
確かな学力の向上	<p>少人数指導だけでなく、本町ならではの多人数指導を取り入れる等、指導方法の工夫改善に努めています。</p> <p>AET、特学補助員を配置し、児童生徒一人ひとりの個性に応じて学べる学習環境を整備しています。</p> <p>さわやか相談員、部活動外部指導員を中学校に配置しています。</p> <p>中学校では、町内の事業所で3日間の社会体験活動を実施しています。</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていけるように、生きる力と豊かな心を育て、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす教育を推進します。</p> <p>不登校児童及び生徒のためのスクーリング・サポートセンター川島を開設し集団への適応能力を養い、自立を促して学校へ復帰できるようサポートしています。</p> <p>学校評議員制度を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進しています。</p>	教育総務課
豊かな心の育成	<p>地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実します。</p> <p>幼児や児童・生徒が、生活しやすい場、遊びたくなるような環境の整備を推進します。</p> <p>乳幼児期からの読み聞かせ及びブックスタートを実践し、各小学校においては、ボランティアによる読み聞かせを実施し、情操教育の充実を図ります。乳幼児がお年寄りとふれあう場の提供を行います。</p> <p>親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取り組みを推進します。</p>	教育総務課 生涯学習課

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
健やかな体の育成	<p>家庭と連携を取りながら、基本的な生活習慣の育成を図ります。</p> <p>学校と家庭、地域が連携して、子どもたちの体力向上を推進します。</p> <p>運動部活動への地域の指導者を活用し、部活動の活性化を図ります。</p> <p>子どもが、さまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。</p>	教育総務課 生涯学習課
信頼される学校づくり	<p>教員の指導力を養い資質の向上に努めます。</p> <p>教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修等に適切に結びつけます。</p> <p>学校評価制度の推進を実施します。</p>	教育総務課
学校施設の整備・充実	<p>幼・小・中学校施設の経年変化に対して計画的な維持管理を行います。</p> <p>授業内容の変化に対応し、教育環境の整備充実を図ります。</p>	教育総務課
幼児教育の充実	<p>幼稚園での様々な遊びを通して、人とのかわりがうまくなったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくります。</p>	教育総務課



### (3) 家庭と地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりが薄れ、家庭や家庭を取り巻く社会環境が変化し、家庭や地域における教育力が低下していることが指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、子育てを通じ、親と子がともに成長すること（子育て，親育ち）や、家庭教育についての理解を深めることが必要です。

また、地域ぐるみで子どもを育てるために、地域ボランティアの育成や、世代間交流の実施など積極的に取り組み、地域の参画による教育力の向上を図ることが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
家庭教育への支援の充実	青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の場として「家庭教育セミナー」の充実を図ります。 子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。	生涯学習課
	乳幼児健康診査や相談などの機会を捉えて、生活習慣やしつけなどの悩みや不安などの相談の実施に努めます。	健康福祉課
地域の教育力の向上	すべての学校に「学校応援団」を組織し、地域の教育力の向上を図ります。	教育総務課
地域スポーツ環境の整備	生涯スポーツを推進するため、学校体育施設開放事業を実施しており、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としてスポーツ団体に開放しています。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため公民館活動との連携や地域内のスポーツの場づくりの推進に努めます。	生涯学習課



#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やインターネット等のメディア上の性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもにとって悪影響を与えます。

特に、メディア上の有害情報は、子どもたちの携帯電話の利用増加やインターネット等の普及により、容易に閲覧できる状況にあります。

このため、一般書店における有害情報誌の販売抑制や携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	警察、学校、PTA、業者等関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。 情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルを学習させるための教職員の研修を計画します。	教育総務課
	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るためフィルタリングの普及推進を図ります。 子どもが有害情報にまきこまれないように、地域、学校、家庭で情報モラル教育を推進します。	健康福祉課





## 基本目標 4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの安全を守るため、警察や保育所、幼稚園、学校等と連携・協力し、交通安全教室を開催し、交通事故防止対策を推進することが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
交通安全教育の推進	<p>春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動期間中の街頭活動等により交通事故防止運動を推進します。</p> <p>町交通安全母の会連合会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室を行います。また、町の行事のときに啓発用品、パンフレットの配布等を行い、交通事故防止の啓発に努めます。</p>	町民生活課
	<p>警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による立哨指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また不良箇所については、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、すみやかに改善を図ります。</p> <p>また、子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。</p>	教育総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	<p>チャイルドシート着用の向上を図るためのパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。</p>	町民生活課
自転車の安全利用の推進	<p>各小学校において、自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。</p>	教育総務課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園施設等における死角をなくして犯罪の未然防止	公園施設等における外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し犯罪の未然防止に努めます。	まち整備課
ピッキング等侵入犯罪未然防止対策の家造りの推進	住宅建築においてピッキング等侵入犯罪未然防止対策を考慮し計画されるよう、建築事務の受付窓口としてチラシを置き、意識啓発に努めます。	まち整備課
防犯灯の整備の推進	安心して暮らせる地域社会をめざし、夜間の犯罪を防ぐため防犯灯の設置を推進します。	町民生活課
子ども110番の家協作者連絡会	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。 また、地域安全防犯大会への参加や研修等を行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	総務課
見守り活動の推進	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子ども達の安全や犯罪被害に遭わないように努めます。	総務課

## (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもに対するカウンセリングなど心のケアが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
被害に遭った子どものケアの推進	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。 また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。	教育総務課 健康福祉課

#### (4) 良質な住宅及び居住環境の確保

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていく上では重要な要素のひとつとなります。居住の安定にもつながるように、子育て家庭へ良質な住宅の提供や情報提供が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公営住宅情報のホームページでの提供	町のホームページに公営住宅情報を掲載し、広く住民に周知します。	まち整備課
シックハウス対策の啓発	窓口備え置きリーフレット等により、建築基準法によるシックハウスの規制等の知識の普及や啓発をします。	まち整備課

#### (5) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる、道路交通環境の整備が必要です。

また、事故の危険性が多い通学路においては、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間の確保が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
安全な道路交通環境の整備	実施計画を作成し、歩行者等が安全で安心して通行できる歩道整備等を計画的に進めます。	まち整備課

#### (6) 安心して外出できる環境の整備

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境の整備が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザイン化	公共施設等の整備におけるバリアフリー等については「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。	まち整備課 政策推進課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	既存の公共施設の増改築により、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めます。	政策推進課 生涯学習課

### (7) 安全・安心まちづくりの推進

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないように、道路や公園など犯罪防止に配慮した安全・安心なまちづくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園等歩行エリア安全確保のための整備・改修	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。	まち整備課



**第 5 章**  
**特定事業の目標設定**

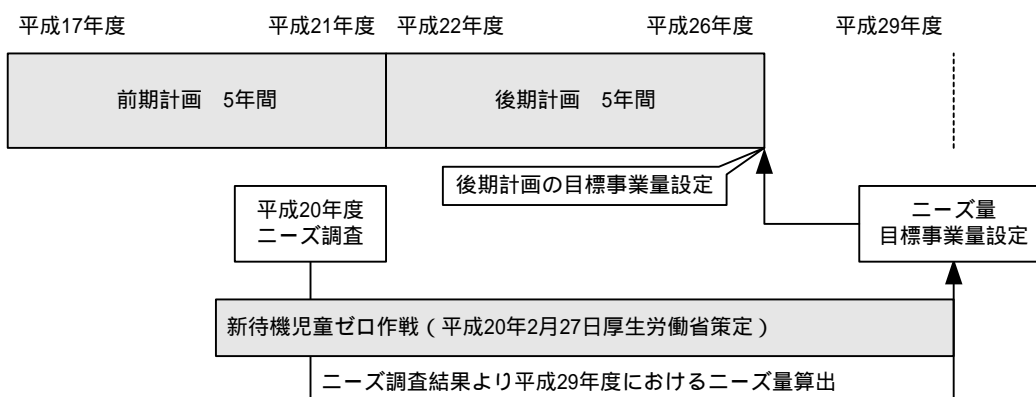
## 第1節 特定事業のニーズ量

次世代育成支援行動計画では、保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策に係る事業について、国から定量的目標事業量の設定が求められているため、次の事業について設定しました。

- 1．通常保育事業
- 2．延長保育事業
- 3．夜間保育事業
- 4．トワイライトステイ事業
- 5．休日保育事業
- 6．病児病後児保育事業
- 7．放課後児童健全育成事業
- 8．一時預かり事業
- 9．地域子育て支援拠点事業
- 10．ファミリー・サポート・センター事業
- 11．ショートステイ事業

この目標事業量については、平成20年に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」結果より算出<sup>1</sup>したニーズ量を基に設定しています。

また、これら目標事業量については、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）」の最終年度である平成29年度を達成年次とし、後期計画における目標事業量については、平成29年度までに達成することを目標に、現状のサービス基盤の設置状況等を踏まえ設定しています。



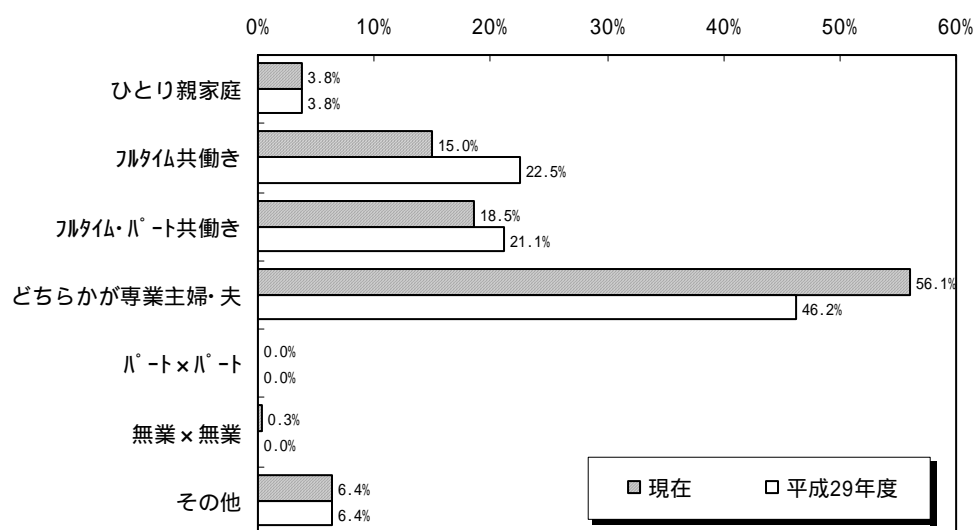
1 ニーズ量は、厚生労働省の算出方法を用いて行っています。

## 家族類型の変化

平成 29 年度の保育サービスニーズ量は、ニーズ調査結果から今後の母親の就労希望による就労形態の変化を見込んで算出しています。

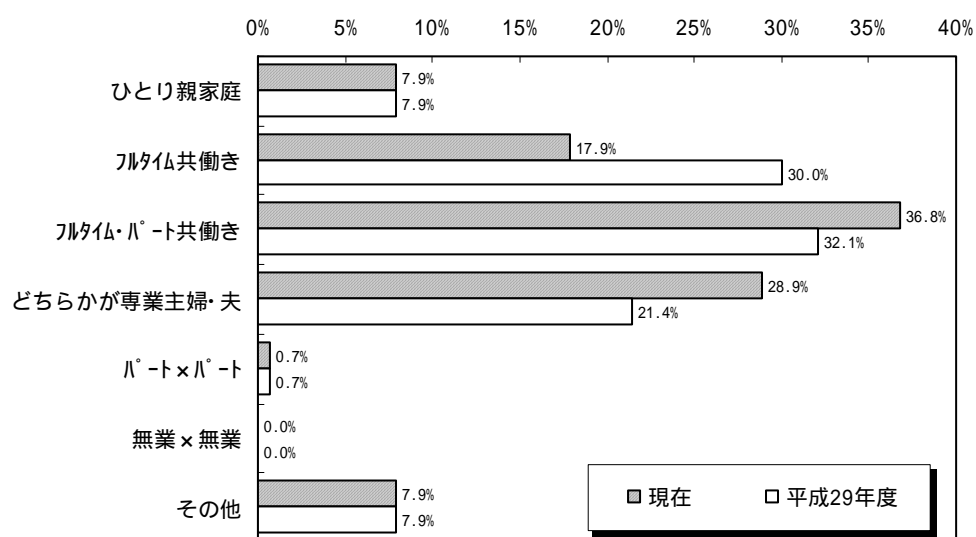
ニーズ調査結果から求められる、現在の家族類型（父親や母親の就労形態の組み合わせ）及び平成 29 年度の家族類型をみると、母親の今後の「フルタイムへの転換希望」や「未就労者のパート、フルタイムへの就労希望」により、共働き世帯が増加すると思われます。

図 家族類型の変化（就学前児童）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 346）

図 家族類型の変化（小学校児童）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（小学校回答者数 280）

### 平成 29 年度の推計人口とニーズ量

平成 29 年度の保育サービスニーズ量は、人口推計から求められる平成 29 年度の 0～8 歳児数をもとに算出しています。

年齢	平成 29 年度推計人口
0 歳児	94 人
1 歳児	109 人
2 歳児	117 人
3 歳児	125 人
4 歳児	133 人
5 歳児	137 人
6 歳児	143 人
7 歳児	147 人
8 歳児	149 人

資料：健康福祉課

### ニーズ調査結果から求まるニーズ量及びサービス利用率

ニーズ調査結果から求められる、平成 29 年度における保育サービスのニーズ量及び利用率は以下のとおりとなります。

事業名	ニーズ量	サービス利用率
通常保育事業	0～2 歳児 50 人	0～2 歳児 15.5%
	3～5 歳児 132 人	3～5 歳児 33.5%
延長保育事業	0～5 歳児 148 人	0～5 歳児 20.8%
夜間保育事業	0～5 歳児 22 人	0～5 歳児 3.0%
トワイライトステイ事業	0～5 歳児 5 人	0～5 歳児 0.7%
休日保育事業	0～5 歳児 61 人	0～5 歳児 8.5%
病児・病後児保育事業	0～5 歳児 2,437 人・日	-
放課後児童健全育成事業	6～8 歳児 79 人	6～8 歳児 17.9%
一時預かり事業	0～5 歳児 7,238 人・日	-

地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ事業のニーズ量については、ニーズ調査からは算出できません。



## 第 2 節 特定事業の目標事業量

特定事業について、平成 29 年度のニーズ量を勘案し、現在の利用状況を含め、平成 26 年度の特定事業にかかわる目標事業量を設定しました。

### 1. 通常保育事業

#### 事業の内容

保護者が就労又は、疾病などにより家庭において保育することができない子どもを午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間、保育園で保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在、低年齢児は定員を満たしているが、待機児童はいない状態です。今後とも少子化の傾向が続くと思われ、現在の定員を維持しつつ、必要な時には拡充にも対応できるよう努めます。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 21 年 4 月 1 日現在）	目標事業量（平成 26 年度）
0～2 歳児 利用人数 58 人	0～2 歳児 定員数 56 人
3～5 歳児 利用人数 121 人	3～5 歳児 定員数 156 人

### 2. 延長保育事業

#### 事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の 11 時間の開所時間の前後 30 分以上を通常保育とは別に保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在、保育時間 11 時間のうちの早朝、夕方の利用者は 2 園合わせて 90 人ほどです。ニーズ調査ではニーズ量が多いので、利用者の動向を精査し、事業の開始を検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
—	0～5 歳児 定員数 120 人 実施箇所数 2 か所

### 3．夜間保育事業

#### 事業の内容

夜間勤務などの保護者のため、保育園において夜間に保育を行うものです。

#### 事業の方向性

現在実施しておらず、整備も困難なため、今後の動向をみて検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
-	実施検討

### 4．夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

#### 事業の内容

保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となる場合、児童養護施設などにおいて一時的に預かるものです。

#### 事業の方向性

現在実施しておらず、ニーズもないため、今後のニーズの動向をみて検討します。

#### 現状及び目標事業量

現状（平成 20 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
-	実施検討

## 5．休日保育事業

### 事業の内容

日曜、祝日勤務などの保護者のために、保育園において休日に保育を行うものです。

### 事業の方向性

現在、土曜日の保育は2園合わせて17名ほどが利用しています。ニーズ調査では利用者したい人は61人でしたが、実際の利用希望をよく把握し、実施を検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
-	実施検討

## 6．病児・病後児保育事業

### 事業の内容

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育園・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うものです。

### 事業の方向性

ニーズ調査では、ニーズ量が多数ありましたが、事業を整備するのは困難で今後の動向の推移をみて検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
-	実施検討

## 7. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業の内容

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みなどに放課後児童クラブで保育を行うものです。

### 事業の方向性

現在、2施設で保護者会により運営されています。今後、他の小学校区の児童の利用について、送迎等検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
6～12歳児 利用者数97人 実施箇所数2か所	6～12歳児 定員数95人 実施箇所数2か所

## 8. 一時預かり事業

### 事業の内容

専業主婦などが育児疲れ解消や急な用事などのため、一時的に保育ができないときに保育園で子どもを預かるものです。

### 事業の方向性

現在、1園で実施しており、利用者は1日4～5人です。ニーズ調査ではニーズ量が多数ありましたので、動向をみてもう1園でも事業を開始するか検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 延べ813人 実施箇所数1か所	0～5歳児 5,000人・日 実施箇所数2か所

## 9 . 地域子育て支援拠点事業

### 事業の内容

保護者同士、子ども同士のふれあいの場や子育て不安などに対する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。

### 事業の方向性

現在1園で実施しているが、もう1園の実施についても、県の「子育て応援タウン」の認定の要件でもあり、検討していきます。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
実施箇所数 1 か所	実施箇所数 2 か所（ひろば型）

## 10 . ファミリー・サポート・センター事業

### 事業の内容

保育などの援助を受けたい人で行いたい人を会員とする相互援助活動組織により、保育園、学童保育所などの開始前、終了後に子どもを預かったり、送迎したり、又は保護者の外出などのときに一時的な預かりなど育児についての助け合いを行うものです。

### 事業の方向性

現在、実施しておらず、整備も困難なため、今後のニーズの動向をみて検討します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
-	実施検討

## 1 1 . 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

### 事業の内容

保護者が病気になった場合などに乳児院、児童養護施設などにおいて児童を短期間（7日間程度）預かるものです。

### 事業の方向性

現在、実施しておらず、整備も困難な状況です。利用希望者があるときは機関の情報を提供します。

### 現状及び目標事業量

現状（平成20年度）	目標事業量（平成26年度）
-	実施検討

## 第6章

# 次世代育成支援対策の推進体制

## 1．取組方針

本計画は、川島町の少子化対策及び子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

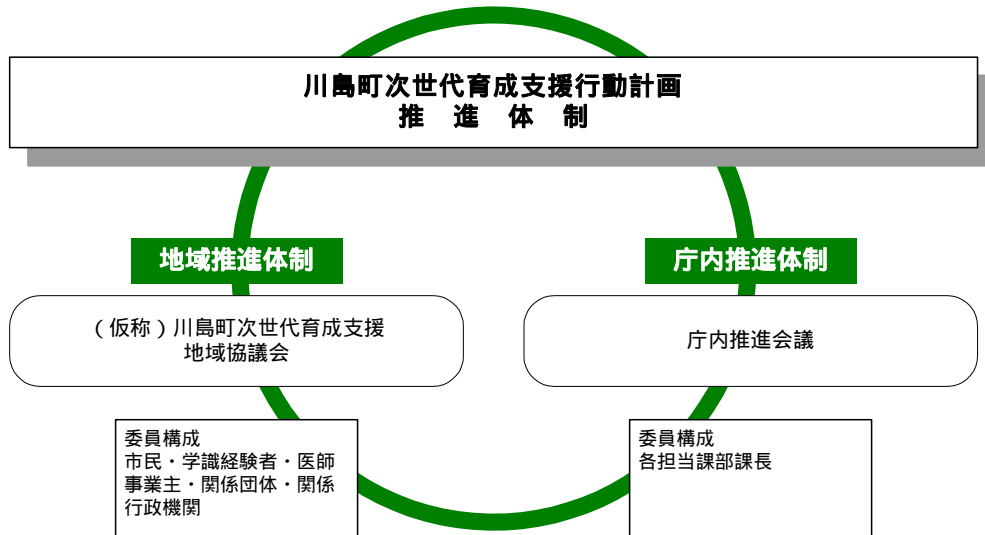
また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという観点から、川島町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

## 2．庁内推進体制

庁内の関係各課からなる「庁内推進会議」を引き続き組織し、事業実施に伴う調整や毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。

## 3．地域推進協議会の設置

町民の代表や学識経験者、関係機関からなる「(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会」を組織し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。





#### 4. 計画の進捗管理と点検・評価

本行動計画の推進にあたっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課からなる「庁内推進会議」において、関係課の連携の基に、毎年度実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町民や各関係団体等の意見を反映させるため、「(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会」を組織し、多くの町民の声が生かせるように広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本行動計画の評価、改善を継続的に進めていきます。

さらに、この計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるよう町民に意見聴取を求め、計画の実行性や見直しの検討に努めます。

##### 進捗管理と点検・評価

推進施策	目標	所管課
庁内推進会議	年 2 回	健康福祉課
(仮称)川島町次世代育成支援地域協議会	年 1 回	健康福祉課
広報・町のホームページ等を活用した情報公開	年 1 回	健康福祉課
利用者の視点に立った意見聴取	年 1 回	健康福祉課

##### 利用者の視点に立った評価指標(案)

利用者の視点に立った子育ての評価指標
子育てに関して不安感や負担感をもつ保護者の割合
希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じる割合
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合
仕事と子育ての両立が図られていると感じる割合
地域の子育て環境が安全で安心であると感じる割合
子育て環境が整っていると感じる割合 等

**資 料 編**

## 川島町次世代育成支援行動計画後期計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 20 年 12 月 5 日 ~ 12 月 25 日	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 ・ 就学前児童保護者 747 名 ・ 就学児童保護者 653 名
平成 21 年 3 月 24 日	平成 20 年度川島町次世代育成支援行動計画推進庁内会議 ・ 平成 20 年度次世代育成支援行動計画の取り組む状況について ・ 川島町次世代育成支援行動計画後期計画について
8 月 26 日	第 1 回 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 後期計画の策定について ・ 次世代育成支援に関するニーズ調査の結果について ・ 目標事業量(案)について
10 月 29 日	第 2 回 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 川島町の現状について ・ ニーズ調査からみた子育て状況について ・ 基本理念、基本的な視点、基本目標、施策体系について
12 月 15 日	平成 21 年度第 1 回川島町次世代育成支援行動計画庁内会議 ・ 後期計画の各課取り組み施策について ・ 前期計画の検証について
平成 22 年 1 月 25 日	第 3 回 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 後期行動計画(素案)について(基本目標 1 ~ 4) ・ 今後の推進体制について
2 月 8 日 ~ 3 月 9 日	町民コメント制度の実施 ・ 町のホームページに意見募集について掲載 ・ 町ホームページ、健康福祉課窓口で公表
3 月 1 日	平成 21 年度第 2 回川島町次世代育成支援行動計画庁内会議 ・ 平成 21 年度各課の施策の取り組み状況について ・ 後期計画の取り組み施策について(素案の確認) ・ 前期計画の取り組み内容・実績について(素案の確認)
3 月 11 日	第 4 回 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 ・ 町民コメント制度実施結果について ・ 川島町次世代育成支援行動計画(後期計画)について

## 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 設置要綱

〔平成21年5月28日〕  
告示第 71 号

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、川島町における次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、川島町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、行動計画の策定に関する事項について調査検討を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次代を担う子どもの育成に関し識見を有する者から町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

### (委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、行動計画の策定の日にはその効力を失う。

## 川島町次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

敬称省略

	分野	機関・団体	名称	氏名
1	福祉関係	民生委員・児童委員協議会	会長	亀田 緑
2		青少年育成推進員協議会	副会長	永井 道子
3	保健関係	保健師	町保健師	保坂 利恵
4	医療関係	医師	医院長	榎本 清文
5	学校関係	校長会	会長	榎本 幸男
6		P T A	連合会長	沼田 浩信
7		子ども会連絡協議会	子ども会指導者代表	岡田真由美
8	企業関係	商工会	工業部長	山元 秀春
9	労働関係	労働組合	敷島製パン(株)労働組合 埼玉県支部長	大野 剛史
10	議会	川島町議会	文教厚生委員長	尾崎 宗良
11	県関係	比企福祉保健総合センター	担当課長	並木 弘子
12		川越児童相談所	副所長	栗原 幸夫
13	サービス利用者	保育園保護者	さくら保育園保護者代表	後藤 敏子
14		放課後児童保育室保護者	どりいむくらぶ保護者代表	水落 洋子

委員長、 : 副委員長

## 川島町次世代育成支援行動計画推進庁内会議 設置要綱

〔平成18年1月10日〕  
告示第1号

(設置)

第1条 川島町次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)を推進するとともに、次世代育成支援対策に関する町の施策の総合的調整及び調査研究を行うために川島町次世代育成支援行動計画推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 庁内会議は、別表に掲げる職員をもって構成し、町長が任命する。

(審議事項)

第3条 庁内会議は、次の事項を審議する。

- (1) 行動計画の推進管理に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の総合的な調整に関すること。
- (3) 今後の次世代育成支援対策のあり方の検討に関すること。

(会議)

第4条 庁内会議は、健康福祉課長が招集し、議長となる。

2 議長は、審議事項の内容により、別表に掲げる職員全部の出席を求めないとき認められるときは、同表に掲げる職員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。

3 議長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し、会議に出席を求めることができる。

4 別表に掲げる職員のうち、自ら会議に出席できないときは、当該会議の審議事項について、実質的に当該職員に代わる判断をすることができる職員を代わりに出席させることができる。

5 健康福祉課長に事故があるとき、同主幹が本条に規定する健康福祉課長の職務を代理する。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(効力)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

課名	職種
政策推進課	主幹又は相当職
総務課	〃
町民生活課	〃
健康福祉課	〃
農政産業課	〃
建設課	〃
都市整備課	〃
教育総務課	〃
生涯学習課	〃

## 次世代育成支援に関するニーズ調査

### (1) 調査の目的

後期計画の策定にあたり、就学前児童及び就学児童の保護者の保育や子育てに関するニーズ、児童の生活状況等、子育てに対する考え方等を把握し、将来必要なサービスの事業量算出及び支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させることを目的にニーズ調査を実施しました。

### (2) 調査設計

#### 調査対象及び抽出方法

本調査は、川島町に在住の就学前児童及び就学児童の保護者を対象に実施しました。

調査対象者数、抽出方法等については、下表のとおりとなります。

区 分	調査対象者数	調査対象
就学前児童	747 名	無作為抽出
就 学 児 童	653 名	無作為抽出

#### 調査時期及び調査方法

調査期間：平成 20 年 12 月 5 日～平成 20 年 12 月 25 日

調査方法：調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収調査。

### (3) 回収率

就学前児童及び就学児童の保護者の回収率は、下表のとおりとなります。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	747	346	46.3%
就 学 児 童	653	280	42.9%
合計	1,400	626	44.7%



#### (4) 調査項目

就学前児童及び小学生児童の保護者

共通項目：年齢、家族の状況などの属性

個別項目：

就学前児童保護者：両親の就労状況、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、川島町の子育て環境等

就学児童保護者：両親の就労状況、放課後児童クラブの利用状況と利用意向、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、川島町の子育て環境等

調査結果の概要については、第2章 第3節「ニーズ調査結果からみた子育て状況」に掲載しています。

---

## 川島町次世代育成支援行動計画

子どもの未来を 地域で支えるまちづくり

平成 22 年 3 月発行

発 行 川島町

編 集 川島町 健康福祉課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字平沼 1175

TEL 049-297-1811 (代表)

FAX 049-297-6058 (代表)

<http://www.town.kawajima.saitama.jp/>

---